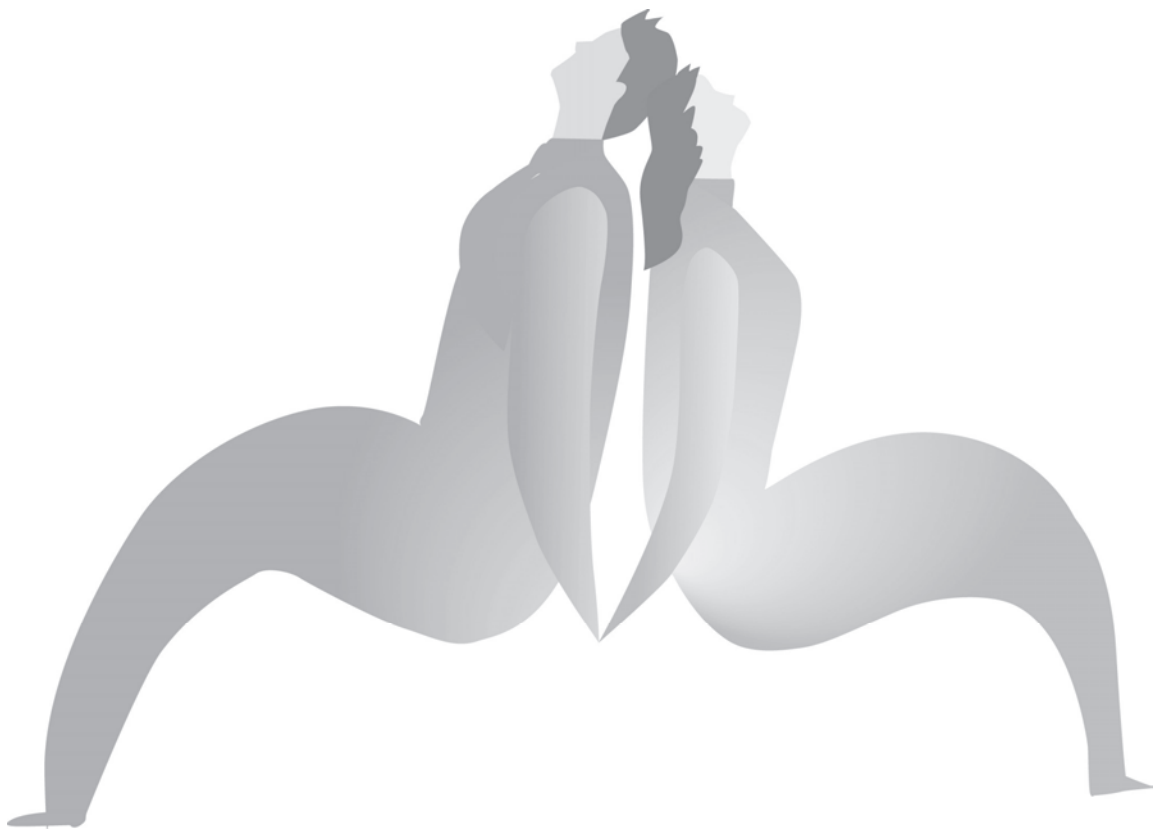


まつぶしコミュニケーションプラン (第6版)

松伏町男女共同参画基本計画

計画期間:2025年度(令和7年度)～2029年度(令和11年度)



松 伏 町

■ “男女共同参画を進める鍵は、女と男^{ひと}のコミュニケーションである” ■

この考えは、プランづくりに携わった町民による審議会「松伏町男女共同参画社会推進協議会(現:松伏町男女共同参画推進委員会)から提案されたものです。

そして、「まつぶしコミュニケーションプラン」という名称や、表紙に描かれている、従えるのではなく、ついて行くのでもない、そっと寄り添う男女のイラストに、その考えが反映され続けています。

「男女共同参画社会」の実現に向けて



本町では、2020年（令和2年）3月に「まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）」を策定し、すべての町民の皆様が、性別にかかわらず、一人ひとりが、お互いの人格を認め合い、尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の不安定な雇用の状況、DV、女性の貧困など、さまざまな課題を一層顕在化させました。

また、2022年（令和4年）5月には、新たな女性支援の根拠法として「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立った「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、2024年（令和6年）4月に施行されました。

このような中、「第5版」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や、新たな課題に的確に対応するため、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間とする「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」を策定いたしました。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現することは、SDGsの基本理念でもあります。あらゆる人々の意思が尊重され、安心して生活するためには、町はもとより、企業や民間団体、町民の皆様が、ともに連携し男女共同参画社会の実現に取り組んでいくことが重要なため、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました松伏町男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

松伏町長
鈴木勝

目 次

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 プランの内容

- 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 目標1 男女共同参画社会の意識づくり・・・・・・・・・・ 9
 - 課題1 固定的性別役割分担意識の是正・・・・・・・・・・ 11
 - 課題2 生涯にわたる男女平等の推進・・・・・・・・・・ 13
 - 課題3 多様な性の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 目標2 みんながいきいきと活躍できる環境づくり・・・・・・・・ 17
 - 課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進・・・・ 20
 - 課題2 町政運営への女性の参画の推進・・・・・・・・・・ 26
- 目標3 みんなが安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 29
 - 課題1 地域・社会活動への参画の推進・・・・・・・・・・ 30
 - 課題2 生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 課題3 困難な問題を抱える女性への支援・・・・・・・・・・ 36
- 目標4 暴力のない社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - 課題1 暴力を許さない社会づくりの推進・・・・・・・・・・ 41

第4章 プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

- 1 松伏町男女共同参画推進委員会・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会・・・・・・・・・・ 44
- 3 国や埼玉県、関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 44
- 4 プランの進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

参考資料

1	プラン策定の経過	45
2	諮問書	46
3	答申書	47
4	松伏町男女共同参画推進委員会委員名簿	48
5	関係法令等	49
	・松伏町男女共同参画推進条例	49
	・松伏町男女共同参画推進条例施行規則	52
	・松伏町男女共同参画推進委員会規則	53
	・男女共同参画社会基本法	54
	・埼玉県男女共同参画推進条例	57
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69
	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	75

本文において「※」をつけた用語は、脚注で解説しています。

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本町では、2019年度（令和元年度）に松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）」を策定し、「男女が平等で、一人ひとりの人間が大切にされ、その能力と個性に応じた自由な生き方を選択することが尊重される男女共同参画社会の実現」を目指して、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間の計画期間として、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、この間、少子高齢化が進み、将来の労働力不足が懸念され、社会経済環境は大きな変化を続け、人々の価値観や生活スタイルも大きく変化してきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、家事や育児、介護などの家庭負担が女性に集中したことや、女性の非正規雇用や失業が多くなったこと、外出自粛に伴い在宅時間が増えたことにより、配偶者などからの暴力や性被害・性暴力が増加したことなど、さまざまな課題が顕著化しました。

さらに、家庭や職場、政治の場においては、依然として性別による固定的役割分担に基づく意識や慣行が根強く残っており、男女ともに家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境の整備や、政策・方針決定過程への女性の参画促進など多くの課題が残されています。

このような中、現行計画の計画期間終了にあたり、これまでの取り組みを検証し、男女共同参画社会実現に向けた施策を推進するため、ここに新たな松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」を策定しました。

2 プランの策定の背景

(1)国際的な動き

1975 年(昭和50年)	「国際婦人年」世界会議
1976年(昭和51年)～ 1985年(昭和60年)	「国際婦人の10年」
1979年(昭和54年)	「女子差別撤廃条約」(通称)採択
2000年(平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催
2005年(平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催
2010年(平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催
2015年(平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ SDGs」採択(目標5:ジェンダー※平等を達成し、すべての女性 及び女児の能力強化を行う)
2016年(平成28年)	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開発のためのG7行動指針」 及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」 に合意
2020年(令和2年)	第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催
2022年(令和4年)	国際女性会議WAW!2022を日本で開催

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」

SDGsとは、Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳されます。

2015年の国連サミットで採択され、世界が抱える問題を解決し「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界の共通目標です。各国が合意した17のゴール(目標)と169のターゲット(指標)から構成されています。発展途上国のみならず、先進国、企業や自治体も取り組むべき目標として、日本も積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ジェンダー:生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。

(2)日本国内の動き

1975 年(昭和50年)	総理府に「婦人問題企画推進本部、婦人問題担当課」設置
1977 年(昭和52年)	「婦人の10年国内行動計画」策定
1985 年(昭和60年)	「男女雇用機会均等法」(通称)制定、「女子差別撤廃条約」の批准
1995 年(平成 7年)	「育児・介護休業法」(通称)制定
1997 年(平成 9年)	「男女雇用機会均等法」改正
1999 年(平成11年)	「男女共同参画社会基本法」制定
2000 年(平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定、「ストーカー規制法」(通称)施行
2001 年(平成13年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」制定・一部施行、「育児・介護休業法」(通称)一部改正
2003 年(平成15年)	「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」制定
2004 年(平成16年)	「育児・介護休業法」(通称)一部改正
2005 年(平成17年)	「第2次男女共同参画基本計画」策定
2006 年(平成18年)	「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」一部改正
2007 年(平成19年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正
2009 年(平成21年)	「育児・介護休業法」(通称)一部改正
2010 年(平成22年)	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2012 年(平成24年)	「子ども・子育て関連3法」制定
2013 年(平成25年)	「ストーカー規制法」(通称)一部改正
2015 年(平成27年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016 年(平成28年)	「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「SDGs実施指針」策定
2017 年(平成29年)	刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)
2018 年(平成30年)	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」制定 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019 年(令和 元年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 「SDGs 実施指針」改定
2020 年(令和 2年)	「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021 年(令和 3年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正 「ストーカー規制法」(通称)一部改正
2022 年(令和 4年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正
2023 年(令和 5年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立・施行
2024 年(令和 6年)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「育児・介護休業法」一部改正 「次世代育成支援対策推進法」一部改正

(3) 埼玉県動き

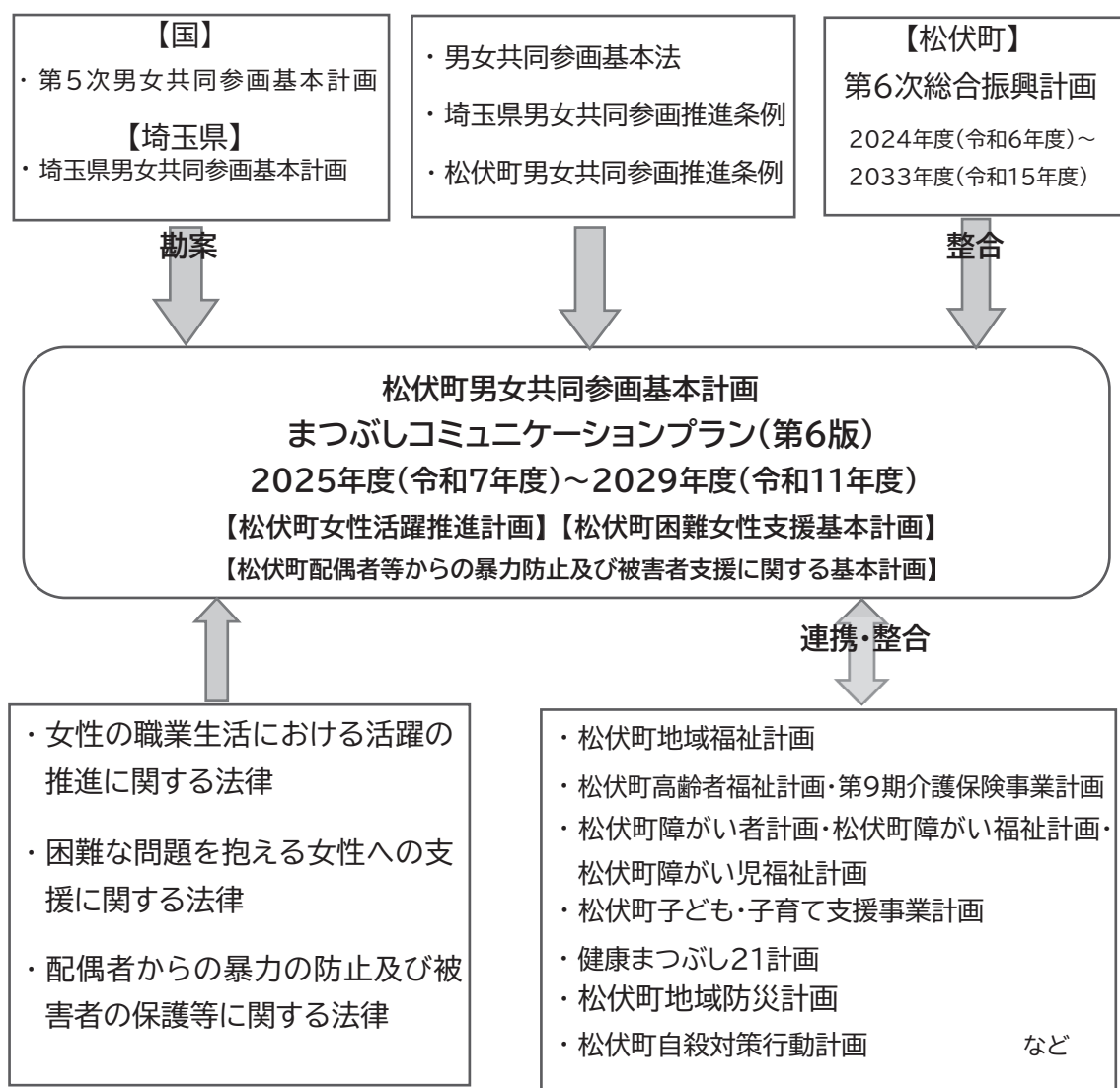
2000 年(平成12年)	「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
2002 年(平成14年)	「埼玉県男女共同参画推進 2010」策定
2006 年(平成18年)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2007 年(平成19年)	「埼玉県男女共同参画推進プラン」施行
2009 年(平成21年)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定
2012 年(平成24年)	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定
2017 年(平成29年)	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定
2022 年(令和 4年)	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」制定され、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定
2024 年(令和 6年)	「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定

(4) 本町の取り組み

1998 年度 (平成10年度)	町民による審議会「松伏町男女共同参画社会推進協議会」と町職員による「松伏町女性政策庁内検討委員会」を設置
1999 年度 (平成11年度)	「まつぶしコミュニケーションプラン」策定
2003 年度 (平成15年度)	「松伏町男女共同参画推進条例」を議員提案で制定
2004 年度 (平成16年度)	「松伏町男女共同参画推進条例」施行 「松伏町男女共同参画推進委員会」を設置し「松伏町男女共同参画社会推進協議会」を廃止 「松伏町男女共同参画庁内推進委員会」を設置し「松伏町女性政策庁内検討委員会」を廃止
2005 年度 (平成17年度)	「松伏町男女共同参画推進条例」一部改正 「まつぶしコミュニケーションプラン(第2版)」策定
2009 年度 (平成21年度)	「まつぶしコミュニケーションプラン(第3版)」策定
2010 年度 (平成22年度)	「松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
2014 年度 (平成26年度)	「松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と一本化した「まつぶしコミュニケーションプラン(第4版)」策定
2018年度 (平成30年度)	「松伏町男女共同参画庁内推進委員会」を「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会」に名称変更
2019 年度 (令和 元年度)	「松伏町女性活躍推進計画」を含めた「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」策定
2023 年度 (令和 5年度)	「松伏町パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入
2024年度 (令和 6年度)	「松伏町困難女性支援基本計画」を含めた「まつぶしコミュニケーションプラン(第6版)」策定

3 プランの位置づけ

- (1)このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2)このプランの目標2に係る部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)このプランの目標3課題3及び目標4に係る部分は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)このプランの目標4に係る部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (5)このプランは、「持続可能な開発のための2030アジェンダの国際目標 SDGs(持続可能な開発目標17ゴール・169ターゲット)の理念を踏まえて、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組みを行います。



4 プランの性格

- (1)このプランは、「松伏町男女共同参画推進条例」第8条に基づき策定する計画です。
- (2)このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、埼玉県「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3)このプランは、「松伏町第6次総合振興計画」との整合性を図り策定しました。
- (4)このプランは、「松伏町男女共同参画推進委員会」の意見を尊重するとともに、「松伏町男女共同参画基本計画 まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」の推進状況や課題を整理し、パブリックコメント制度による町民参加のもとに策定しました。
- (5)このプランは、町・町民・事業者などと協働して取り組むものです。

5 プランの期間

このプランは、2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

本町は、2003年(平成15年)9月に「松伏町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための6つの基本的な考え方を基本理念として定めました。これにより、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進を図ります。

条例の基本理念（第3条）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 性別による固定的な役割分担の解消
- (3) 政策又は方針立案及び決定への参画機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と社会生活における活動への対等な参画
- (5) 国際的な協調
- (6) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

2 プランの目標

基本理念を実現するため4つの目標を定め、その目標達成のために必要な施策の推進を図ります。

- 目標1 男女共同参画社会の意識づくり
- 目標2 みんながいきいきと活躍できる環境づくり
- 目標3 みんなが安心して暮らせるまちづくり
- 目標4 暴力のない社会づくり

第3章 プランの内容

体系図

()内は掲載ページ

目 標	課 題		必要な施策	
1 男女共同参画社会の意識づくり	1	固定的性別役割分担意識の是正	1	男女平等意識の推進(P11)
			2	男女共同参画に関する調査・研究と情報提供(P12)
	2	生涯にわたる男女平等の推進	1	家庭における男女平等の促進(P13)
			2	学校における男女平等の推進(P14)
	3	多様な性の尊重	1	多様な性の理解促進(P15)
2 みんながいきいきと活躍できる環境づくり (松伏町女性活躍推進計画)	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	1	働きやすい環境づくりの促進(P20)
			2	子育てへの支援(P21)
			3	介護への支援(P23)
			4	女性の就業支援(P24)
			5	役場職員の参画の推進(P25)
	2	町政運営への女性の参画の推進	1	政策・方針決定の場への男女の均衡ある参画促進(P26)
			2	女性の人材育成と活躍の支援(P27)
3 みんなが安心して暮らせるまちづくり	1	地域・社会活動への参画の推進	1	男女共同参画の視点を活かしたまちづくりの推進(P30)
			2	国際協調と国際理解の推進(P32)
	2	生涯を通じた健康支援	1	性と生殖に関する健康と権利の理解と尊重(P33)
			2	健康づくりへの支援(P34)
	3	困難な問題を抱える女性への支援(松伏町困難女性支援基本計画)	1	困難な問題を抱える女性への支援(P36)
4 暴力のない社会づくり (松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画) (松伏町困難女性支援基本計画)	1	暴力を許さない社会づくりの推進	1	暴力防止に向けた広報・意識啓発の充実及び教育の推進(P41)
			2	相談・支援体制の充実(P42)
			3	関係機関との連携強化(P43)

目標 1 男女共同参画社会の意識づくり



男女共同参画社会の実現のためには、長い時間をかけて培われた性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消することが重要です。

男女双方の意見が平等に反映し、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができる意識づくりに取り組みます。

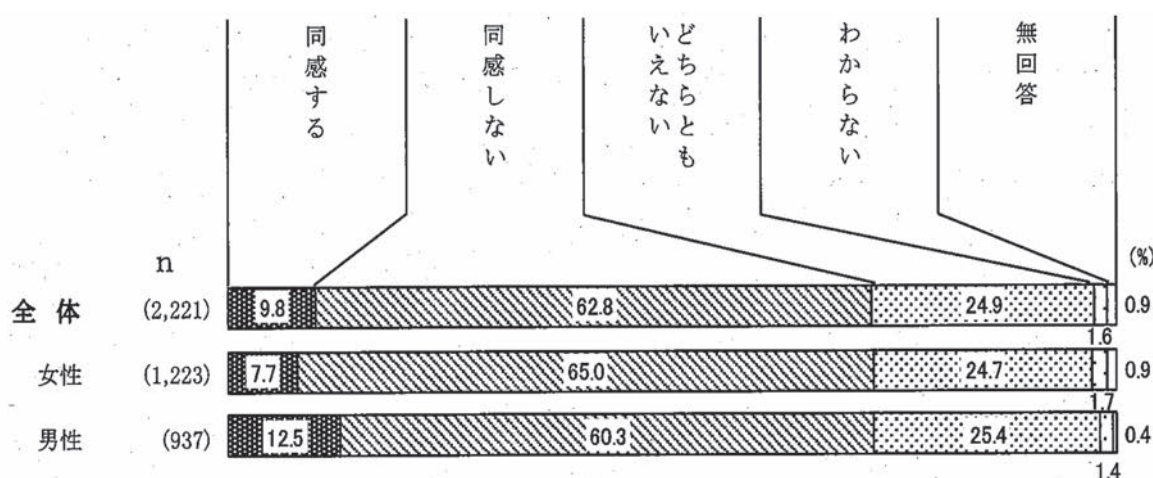
また、家庭、学校などあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。



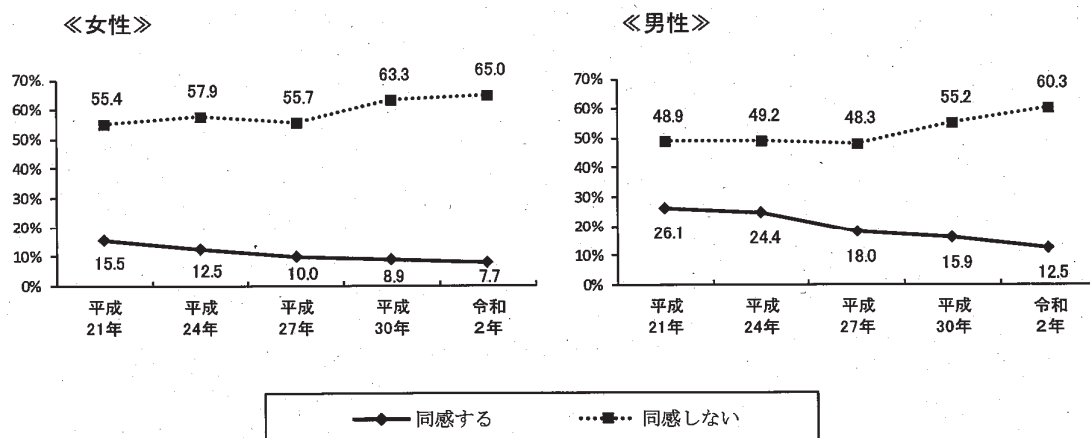
データ 性別役割分担意識

問 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考えに同感しますか。

「同感しない」は女性で65.0%、男性で60.3%となっており、女性が男性より4.7ポイント 高くなっています。平成30年度と比較すると、「同感しない」は男女ともに増加しています。 質問を開始した昭和63年度以降で、男性は初めて「同感しない」が6割台に達しています。



〈時系列比較〉



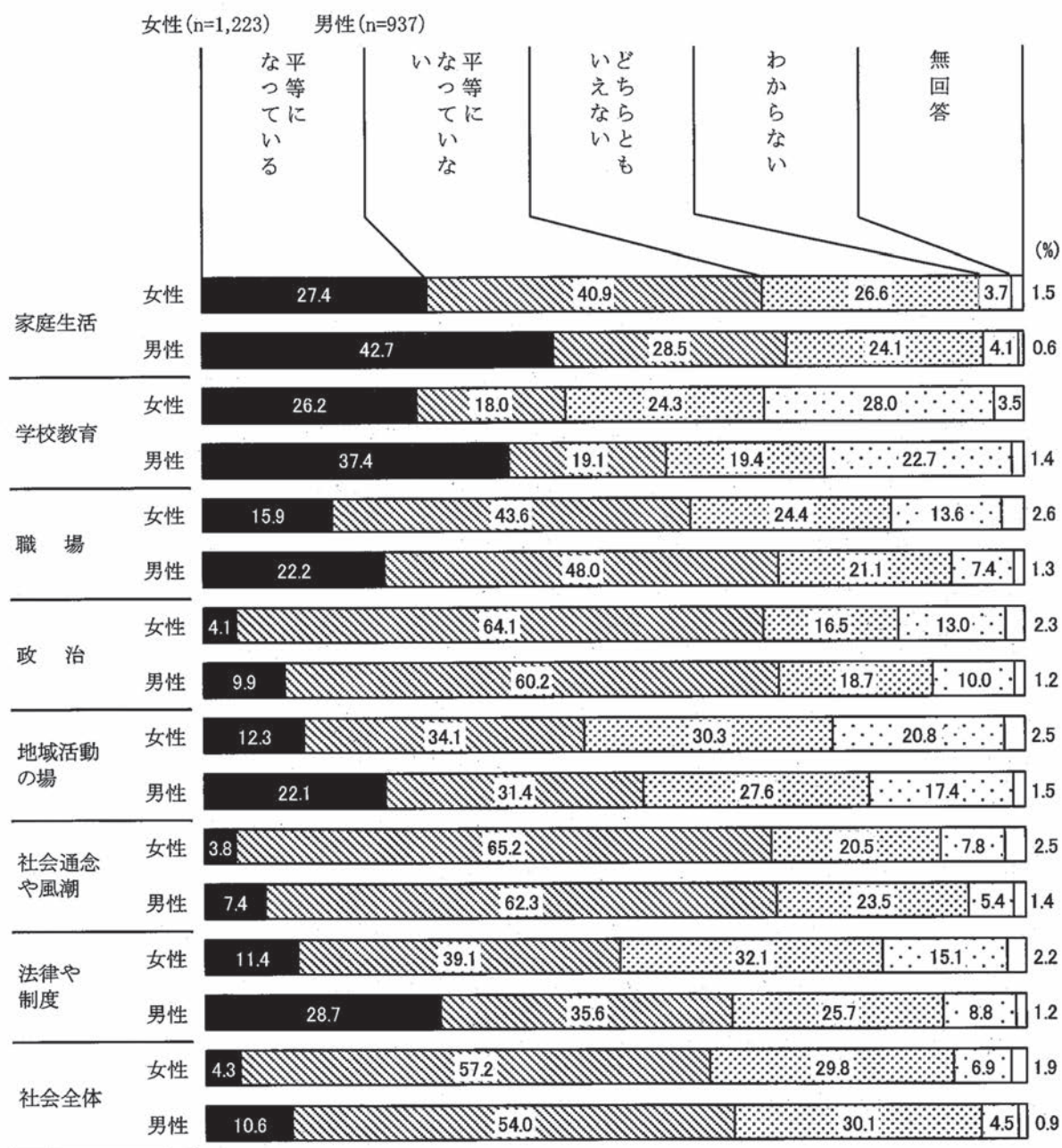
資料/埼玉県令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査



データ 男女の地位の平等感

問 あなたは、現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。

【政治】、【社会通念や風潮】、【社会全体】で男女とも不平等感が強くなっています。
「平等になっている」は、すべての分野で男性が女性を上回っています。「平等になっていない」は【学校教育】、【職場】以外では女性が男性を上回っています。



資料/埼玉県令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査

課題1 固定的性別役割分担意識の是正

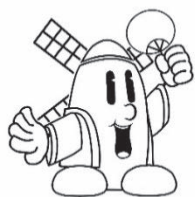
施策1 男女平等意識の推進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことが重要です。

そこで、気づきのきっかけとなるような情報を発信し、男女が自由に活動を選択できるよう、啓発を継続的に行っていきます。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	情報発信 ◇町広報紙、ホームページへの掲載 ◇男女共同参画情報誌の発行	企画財政課
2	イベントにおける啓発 ◇町民まつりなどにおける啓発 ◇人権擁護委員による啓発	企画財政課
3	男女共同参画の視点における表現の配慮 ◇町広報紙などにおける表現やイラストへの配慮	全課 企画財政課



男女共同参画情報誌(かがり火通信)No.10



アンコンシャスバイアスってなんだろ？

日本語では「無意識の偏見や思い込み」などと表現され、誰もが持っているものです。自分の経験から得られた価値観なので、違和感に気づかず誰かを傷つけたり、自分や周りの可能性を狭めてしまうことがあります。以下の項目で違和感をチェックしてみましょう。

- ☐ おまごとは女の子だから男の子はしない
- ☐ 男の子だから人前で泣くべきではない
- ☐ 髪の色や肌の色がみんなと違うから一緒に遊ばない
- ☐ 女性は女性らしく、男性は男性らしく
- ☐ 共働きでも家事、育児や介護は女性がするべき
- ☐ 男性は結婚して一人前だ
- ☐ 組織のリーダーは男性のほうが向いている
- ☐ 育休を取る男性は仕事への意欲が低い
- ☐ 女性は感情的になりやすい
- ☐ 男性は気が利かない
- ☐ 男性は将来のために部活も勉強も頑張らなければならない

- ☐ 上司が女性では仕事の士気が下がる
- ☐ 女性の幸せは結婚して子供を育てること
- ☐ 男性はお酒を飲めて当然
- ☐ 受付、接客、応対(お茶出し)などは女性の仕事だ
- ☐ お父さんが言うことは間違いない
- ☐ 血液型を聞いて「ああ、こんな性格の人」と思う
- ☐ どうせ無理と、とっさに思うことがある



いかがでしたか？上記のものは、たくさんある例のごく一部です。いくつかお当たりがあったかもしれません。あなたが経験から得たアンコンシャスバイアス自覚に、良い悪いはありませんが、相手に押し付けられないという「意識」を持つことが大切です。拒否を尊重する心を持ち、自分の気持ちはどうなのかな？という、その時々で無意識の思い込みと向き合ってみましょう。モノの見方が変わったり、他の可能性を考えて一歩踏み出す勇氣がもてる、様々な変化があるかもしれません。

松伏かがり火通信 No.10 令和7年1月



令和4年4月に育児・介護休業法の改正があり、10月から産後パパ育休(「生後育児休業」)の創設等、段階的に施行されています。男性も育児休業を取得しやすい環境が整ってきたように思えますが、育児や仕事の不安はぬくめません。今回は育児休業を取得した役職職員二人に話を聞きました。かけがえない時間を楽しく過ごせた様子をご紹介します。



第一子(現在 3才1か月)
【育休期間：育休含む2か月間】
第二子(現在 1才8か月)
【育休期間：育休含む7か月間】

■きっかけ

第一子は、妻が専業主婦への帰省はしない意向があったこと、生まれてくる子どもと過ごしたいという想いで、第二子では、一緒に子どもと過ごしたいという気持ちだけでなく、正直、妻ひとりで第一子(1歳6か月)を見ながら生まれてくる第二子を見るのは無理だろうと思い育休取得を決めました。

■育休取得への周囲の理解

第一子、第二子ともに出生半年前には育休取得することを決め、上司や同僚にアタラシさをしました。当時、1か月以上の男性育休取得者がゼロだったこともあり、理解がどこまであるのか不安でしたが、上司や同僚の協力、また人事担当の方のサポートもあり、寂しい気持ちをせずに育休取得まで送り出していただきました。とても恵まれていたと思います。

■育休取得中の過ごし方

児童館、子育て支援センター、図書館、公園など、この機会に色々巡ってみようと思い、自分の住所以外も含めたくさん施設に足を運びました。読書会を問わず大人数のこともたくさんありましたが、育休中に妻と大切にしていたことは、「育児をいかに楽しむか」でした。そのため、育休中にやりたいリストを作成し、一つひとつ家族と実行していくことはとても良い思い出になったと思います。

■印象に残っていること

第一子が生まれ、1週間後には自宅に沐浴を開始。初めての沐浴で力が入りすぎ腰を痛め、孤児院への通院もスタートし、慣れない子育てで身体使いの入り方が分からず、初めは疲労感が半端なかったです。

■育休取得を考えている男性へのメッセージ

制度的には認められているという前提ですが、「今の職場(上司や同僚)で育休とれそうか」「経済的に問題ないか」など色々悩みましたが、「なぜ育休をとりたいのか」ということを明確にすることで、少し大袈裟ですが育休取得を決意することができました。職場に復帰した今、育休を取得し心から良かったと思います。

令和6年度 男女共同参画週間キャッチフレーズ「だれもがどれも選べる社会に」

施策2 男女共同参画に関する調査・研究と情報提供

男女共同参画に向けた効果的な取り組みを進めるためには、現状と問題点を整理することが必要です。そのために、必要な調査・研究を実施し施策などに反映させ、住民や事業者に対して情報や資料を提供します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する調査・研究 ◇アンケートによる意識・実態調査 ◇まつぶしコミュニケーションプランの進捗状況調査	企画財政課
2	男女共同参画に関しての情報提供 ◇住民や事業者からの要望に応じた情報提供	企画財政課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
まつぶしコミュニケーションプランの進捗率	83.2%	96.0%

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



データ

まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)進捗状況の推移

年度	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
進捗率	81.1%	83.2%	84.7%

資料/企画財政課



課題2 生涯にわたる男女平等の推進

施策1 家庭における男女平等の促進

「男女の地位の平等感」の調査を性別で見ると、「平等になっている」は、すべての分野において男性が女性を上回っており、男女の意識の差が大きくなっています。家庭生活では、「平等になっている」は、男性は42.7%で、女性は27.4%となっています。男女の意識に差があるものの、男女がともに家族の一員として、家事・子育て・介護などを担っていくことが求められています。そのため、男性が家事・子育て・介護などに参画できるように、情報提供やきっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	家庭における男女平等に対する情報や学習機会の提供の充実 ◇町広報紙への掲載 ◇イベントにおける情報提供 ◇PTA家庭教育講座開催時の情報提供、運営支援	企画財政課 教育文化振興課
2	男女平等の家庭づくり・男性の家庭参画を促進するセミナーなどの開催 ◇男女平等による家庭参画に関連するセミナーなどの開催 ◇男性の家庭参画促進に関連するセミナーなどの開催	企画財政課 すこやか子育て課 教育文化振興課

施策2 学校における男女平等の推進

児童・生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重する考え方を身につけることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、こどもたちが、それぞれの個性、能力を発揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、性別にとらわれず将来について考え、主体的に自らの進路を選択することができるよう、支援することが重要です。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	男女平等教育の推進 ◇それぞれの発育段階に応じた男女平等教育体制の充実	教育総務課
2	教職員研修の充実 ◇男女平等教育、男女共同参画に関わる研修の実施	教育総務課
3	教育相談・指導の充実 ◇性別にとらわれず、個人を尊重した教育相談・指導の充実	教育総務課



Keyword & Column キーワード&コラム

男女共同参画の視点に立った教育の充実

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの児童・生徒が積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠です。そのためには、学校、家庭、地域における教育の果たす役割は大きいと言えます。特に学校では、こどものころから男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、教育を推進します。

- ・男女平等の重要性や人権の尊重、男女の相互理解と協力、学校や家庭における男女共同参画の大切さなどを教育活動の全体を通して指導
- ・学校生活の中で、気づかないまま、こどもたちの価値観の形成に影響を与えていることがらなどの点検や見直し

学校は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。



課題3 多様な性の尊重

施策1 多様な性の理解促進

男女共同参画社会では、性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、多様な個人を認め合うことで、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。

性的マイノリティ（性的少数者）は、性的指向や性自認に基づく理由から社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的マイノリティを理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援・配慮が必要です。性的マイノリティについて正しく理解を広めるための取り組みを推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	教育・学習機会の充実 ◇性的少数者（LGBT等※）の人権に関する学習	教育総務課 教育文化振興課
2	多様な性の理解促進 ◇「性的少数者（LGBT等）に配慮した対応ガイドライン～松伏町職員・教職員のために～」の理解促進 ◇性的マイノリティへの教職員の理解促進と児童・生徒への配慮 ◇多様な性に関するセミナーの開催や情報提供 ◇「パートナーシップ・ファミリーシップ制度※」の運用と周知	全課 教育総務課 教育文化振興課 企画財政課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
人権セミナー開催回数	8回	40回/累計

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画

※LGBT等:「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、心と体の性が異なる人)の頭文字から「LGBT」と総称される。Queer/Questioning(クィア/クエスチョニング、さらに複雑な性自認・性的指向の多様性を表す)「Q」や「Q+」を付して「LGBTQ」や「LGBTQ+」と表現されることもある。

※「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」:互いのパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ・ファミリーシップ関係」であることを表明した一方または双方が性的少数者である2者(ファミリーシップは2者と子ども)が町に届出し、町がその届出を受理したことを公に証明する制度のこと。



性的少数者(LGBT 等)に配慮した対応ガイドライン

本町では、差別のない明るい社会の実現をめざして、職員・教職員のために性的少数者(LGBT 等)に配慮した対応ガイドラインを策定しました。

【ガイドライン】から一部抜粋

○性の四要素(「戸籍の性・性自認・性的指向・性表現」)

「戸籍の性」とは、医師等から発行された出生証明書をもとに子の出生地・本籍地又は届出人の所在地の自治体の役所に提出された出生届出書が受理され戸籍に記載されている性別です。

「性自認」とは、「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか/ないかということについての認識をいいます。

「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか/いないかをいいます。

「性表現」とは、服装や言葉遣い、立ち居振る舞い等、社会に向けて自分の性をどのように表現しているかを指す用語です。

○カミングアウトへの心構え・アウティングの防止

当事者自ら性自認や性的指向を告白する「カミングアウト」は、差別や偏見にさらされるリスクを冒す困難な行為なので、受ける側には肯定的な受容、第三者に対する情報管理の徹底など心構えが求められます。隠していた性自認や性的指向を当事者の了承を得ず第三者に開示する「アウティング」は、当事者の自死につながりかねない重大な人権侵害であり、厳に慎まなければなりません。

にじいろ県民相談

(埼玉県性的マイノリティ県民相談)

電話と LINE で悩みを相談できます。
「自分が性的マイノリティ当事者であるかよくわからない」、「誰にも打ち明けられなかった想いを聞いてほしい」など相談できます。

埼玉県性的マイノリティ県民相談

にじいろ 県民相談

自分が性的マイノリティ当事者であるかよくわからない
家族、友人が自分の性別の認識や好きになる性別などに悩んでいるようだ
誰にも打ち明けられなかった想いを聞いてほしい

好きな性別(性的指向)や自分の性別の認識(性自認)のお悩みについてご相談ください。ご本人はもちろん、家族や友人など周りの人に代わってご相談も受け付けます。

秘密は守られます
予約はいりません
相談は無料
(通話料およびLINE利用料は相談者の負担となります。)

毎週 土曜日
18時~22時
最終受付は21時30分
(年末年始除く)

LINE相談
LINE公式アカウント
埼玉県 にじいろ県民相談
その二次元コードを読み込むか、LINEアプリで「埼玉県 にじいろ県民相談」を検索し、登録すると相談できます
<https://line.ee/KDRA4QM>

電話相談
0570-022-282

※埼玉県に在住、在学及び在勤している方なら、ご自宅でもご利用できます
※LINEまたは電話のいずれかで相談できます

目標2 みんながいきいきと活躍できる環境づくり

(松伏町女性活躍推進計画)



子どもを安心して生み育てられることができ、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参加していくためには、家庭生活と仕事や地域活動の両立を地域全体で支える環境整備が必要です。

育児・介護サービスを充実させるとともに、町民、事業者に対して、男女共同参画の必要性や育児・介護制度などの両立支援につながる情報提供を行い、「ワーク・ライフ・バランス」※の取り組みを進め、仕事と家庭生活のバランスをとることを通して、人生をより豊かにし、調和のとれた社会を実現していくことを推進します。

同時に、在職中の女性、結婚や出産などで離職した女性、さまざまな状況にいる女性が、多様な能力や新しい発想を活かせるような能力開発やポジティブ・アクション※、女性のチャレンジを促進します。

これまで、どちらかの性に偏っていた分野へ男女が参画することによって、新しい視点が提起され、さまざまな人の立場を考慮した立案・実施が可能になります。女性自身の自覚や意識の高まりに加え、習慣や制度の中にある固定的役割分担意識をなくし、男女が対等な立場で参画できるよう、地域づくりを進める必要があります。さまざまな分野への女性の参画が進むことは、女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。



松伏町の年齢階層別人口

各年10月 1 日現在

年	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	31,153	15,622	15,531	30,061	15,072	14,989	28,266	14,208	14,058
15 歳未満	4,635	2,348	2,287	3,883	2,011	1,872	3,069	1,605	1,464
15～64 歳	20,309	10,413	9,896	18,400	9,495	8,905	16,785	8,711	8,074
65 歳以上	6,193	2,845	3,348	7,716	3,521	4,195	8,405	3,886	4,519
不 詳	16	16	—	62	45	17	7	6	1

資料/国勢調査（総務課）

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

※ポジティブ・アクション(積極的改善措置):さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

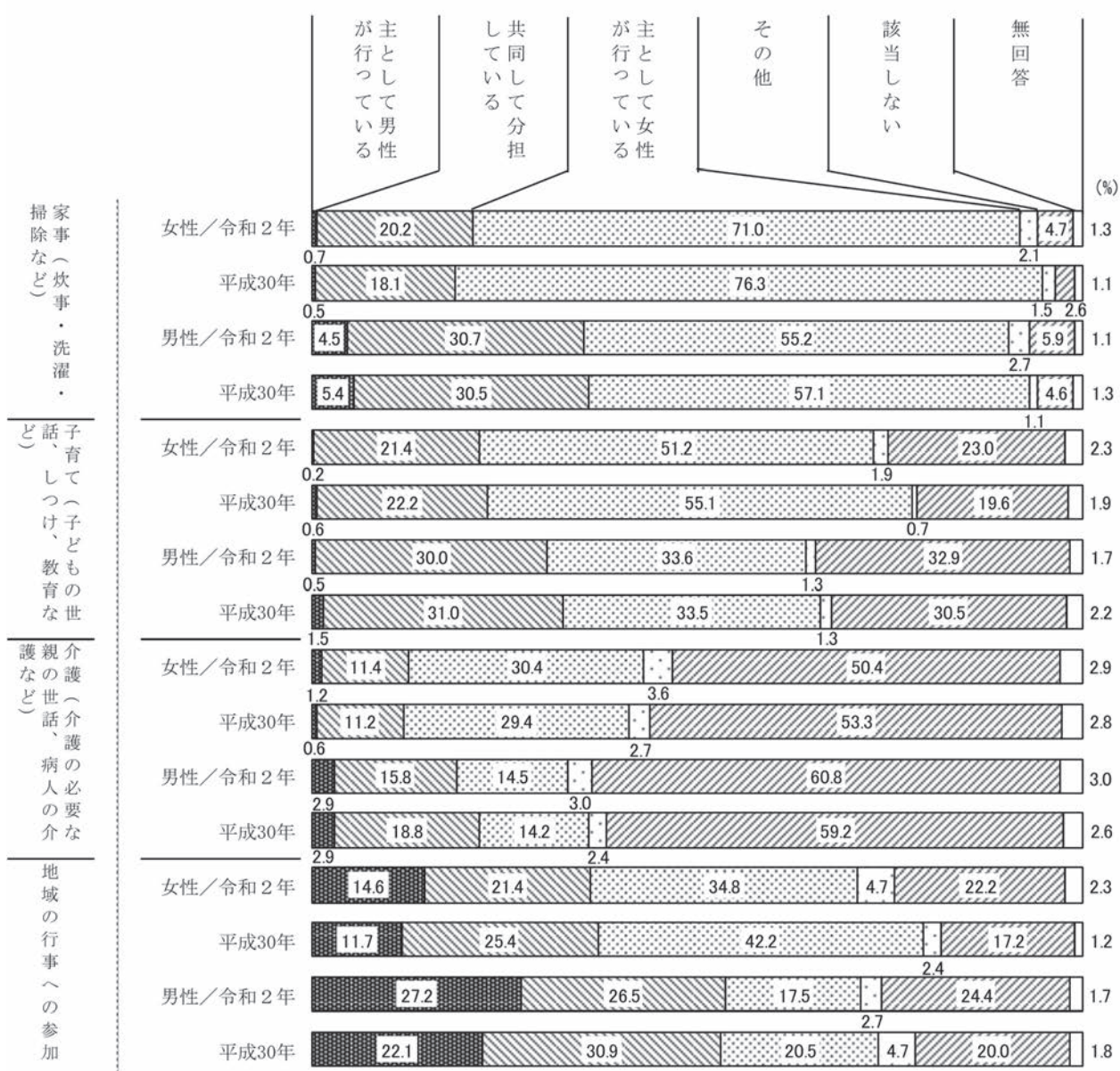


データ 家庭生活での役割分担（平成30年、令和2年）

問 あなたの家庭で、次の8つの分野について、主に男性、女性のどちらが行っていますか。

8つの分野についての家庭における役割分担は、【生活費の確保】は男女ともに「主として男性」が最も高くなっています。「主として女性」について男女の意識の乖離が大きい項目は、【自治会、PTA活動】となっており、女性は4割台半ば（44.1%）、男性は2割台半ば（25.9%）と女性が男性より18.2ポイント高くなっています。平成30年度調査と比較すると、【生活費の確保】は女性では「主として男性」が5.1ポイント減少しています。

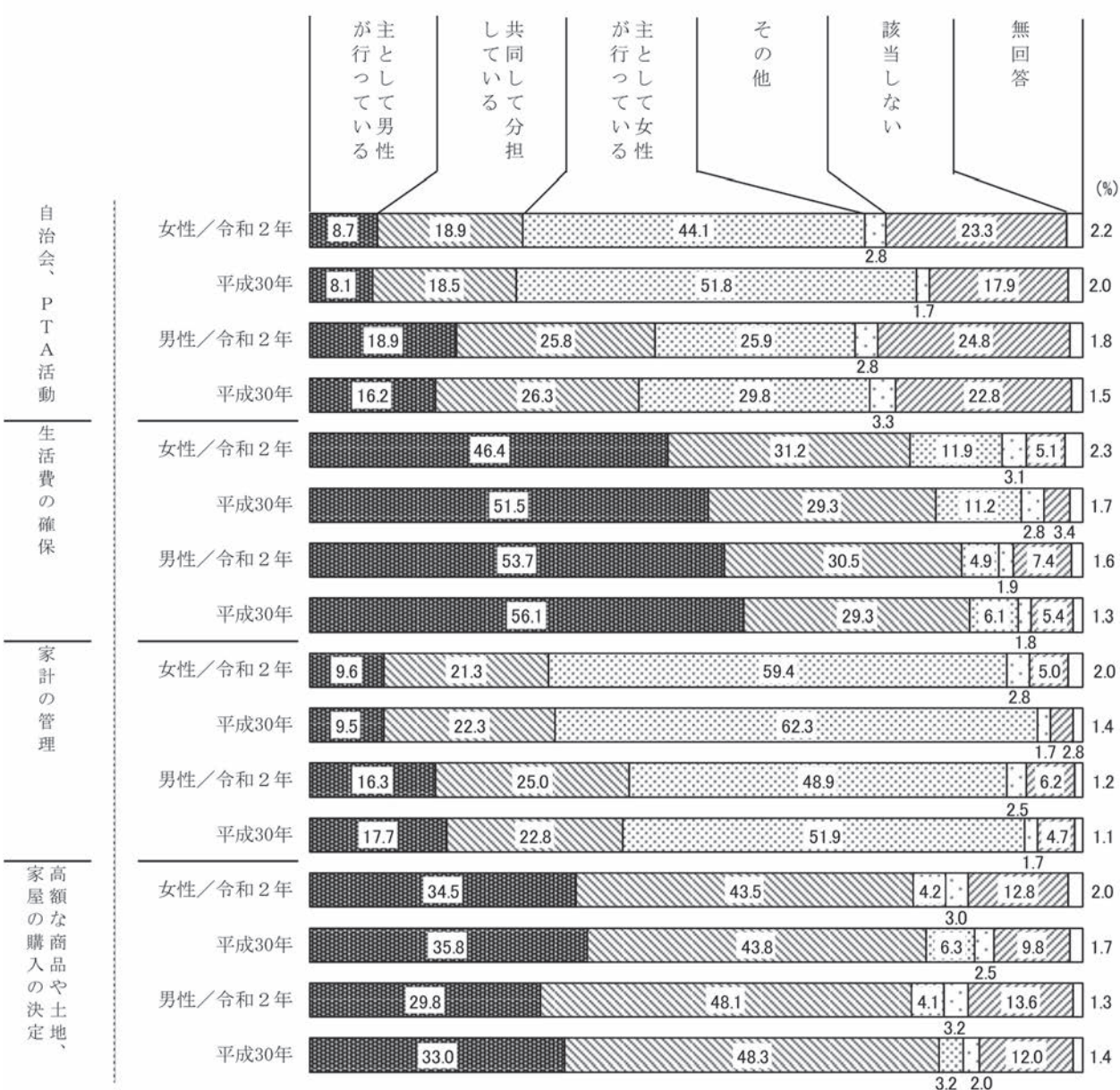
女性／令和2年(n=1,223) 平成30年(n=1,088) 男性／令和2年(n=937) 平成30年(n=784)



(次ページへ続く →)

(← 前ページから続く)

女性／令和2年(n=1,223) 平成30年(n=1,088) 男性／令和2年(n=937) 平成30年(n=784)



資料/埼玉県令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査

課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策1 働きやすい環境づくりの促進

2018年（平成30年）に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置に向けた取り組みが進められています。

また、2024年（令和6年）5月には育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正され、男性の育児休業取得促進に向けた整備が進められていますが、家庭生活では、いまだに女性の負担が大きい現状にあります。仕事と生活の両立は社会全体の問題と捉え、男性の働き方を見直し、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進 ◇ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットの配布やポスター掲示などによる情報提供 ◇さまざまなハラスメント※の防止についての情報提供	総務課 企画財政課 すこやか子育て課 環境経済課
2	多様な働き方についての情報提供 ◇労働時間の選択や短縮を取り入れ子育て中でも働きやすい就業形態の普及 ◇男性の育児休業に関する情報提供	企画財政課 環境経済課

※さまざまなハラスメントのうち男女共同参画に関わる主なもの

セクシュアル・ハラスメント・・・相手に対して行われる性的嫌がらせのこと。

パワー・ハラスメント・・・地位や権力などを背景に、相手に対して行われる嫌がらせのこと。

マタニティ・ハラスメント・・・妊娠や出産、育児を行う女性に対して、仕事上で不適切な言動をすること。

パタニティ・ハラスメント・・・男性が育児時短や育休を請求したり取得したりすることで、不利益な扱いや嫌がらせを受ける行為、言動のこと。

施策2 子育てへの支援

本町では2024年（令和6年）4月から、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有することも家庭センターを設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもたちに対する相談支援に取り組んでいます。

また、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援センター※、児童館など、子育てについて相談できる場の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	子育てに関する情報提供・相談の充実 ◇セミナーなどの開催 ◇親子同士が交流できる場の提供 ◇育児が相談できる場の提供 ◇男性の育児参画を応援する情報提供 ◇夫婦共同による子育ての情報発信	すこやか子育て課
2	母子の健康づくりの支援 ◇妊娠・出産における母子の健康づくりの支援 ◇養育者が育児不安を一人で抱え込まず、夫婦や地域とともに育てる意識づくりの啓発 ◇両親学級を通じた啓発	すこやか子育て課
3	保育サービスの充実 ◇待機児童の解消 ◇延長保育、一時保育や障がい児保育の充実	すこやか子育て課
4	学童クラブの充実 ◇待機児童の解消 ◇放課後児童クラブの充実	すこやか子育て課
5	地域における子育て支援 ◇ファミリー・サポート・センター※事業の充実 ◇地域子育て支援センター事業の充実 ◇安全に遊べる児童館など居場所の確保	すこやか子育て課
6	出産・子育て応援事業 ◇妊娠・出産・子育ての不安を一人で抱えることがないよう伴走型相談支援の充実 ◇妊婦のための支援給付 ◇産後ケア事業の実施	すこやか子育て課
7	ひとり親家庭への支援 ◇社会参画を図るための就労支援や相談の実施 ◇各種制度（ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当）の手続き	すこやか子育て課
8	子育て関連施策の推進 ◇ヤングケアラー※に対する支援	すこやか子育て課 教育総務課

※地域子育て支援センター：子育て中の親子の交流や、子育てに関する不安や悩みの相談を行っている。

※ファミリー・サポート・センター：子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）が会員になり、地域での子育てを支援する相互援助活動のこと。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っているこどものこと。

〈成果指標〉

指 標 名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
地域子育て相談機関相談件数	未実施	500件/累計
学童クラブ利用者率の向上	69.9%	71.0%
ひとり親家庭の就労相談窓口開設	未実施	5回/累計
地域子育て支援センター利用者数	7,145人	35,725人/累計
ファミリー・サポート・センターの会員登録者数	535人	595人
こども家庭センター相談件数	未実施	300人/累計

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



データ 松伏町・埼玉県・国の合計特殊出生率※

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
松伏町	0.78	1.11	0.89	0.98	0.87
埼玉県	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
全 国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料/埼玉県保健医療部

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計を、一人の女性が生涯に産む子どもの数と見なしたもの。

次ページ

※健康寿命：健康で自立した生活を送ることができる期間のこと。

※地域包括支援センター：住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、介護・医療といったサービスの相談をはじめ、地域ぐるみで高齢者の方を総合的・包括的に支える機関。

※チームオレンジ：地域の認知症サポーターや認知症の人もメンバーとしてチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行う取り組みのこと。

※あいサポーター：障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする者。

施策3 介護への支援

本町の高齢化率は、すでに県平均を上回っています。また、要介護・要支援認定者数は年々増加しており、2022年度（令和4年度）では、高齢者の約14.0%が要介護認定を受けています。健康寿命※を延伸し、要介護状態を防ぎ、元気でいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制の充実や健康・医療・福祉が連携した生活支援と介護予防を推進し、生きがいや活躍の場づくりなど社会参加の促進を図ります。

そして、障がい者（児）が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、就労、相談、地域生活支援の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	高齢者福祉の推進 ◇地域包括ケア体制の充実 ◇生活支援と介護予防の推進 ◇生きがいづくり・活躍の推進 ◇在宅介護支援の推進	いきいき福祉課 総務課 教育文化振興課
2	障がい者（児）福祉の推進 ◇自立と社会参加の促進 ◇相談支援の充実 ◇地域生活支援の拡充	いきいき福祉課
3	地域共生社会の推進 ◇重層的支援体制の推進 ◇地域福祉の活動の推進	いきいき福祉課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
地域包括支援センター※が取り組んだ総合相談の件数	1,249 件	7,000 件/累計
介護予防事業への参加者数	1,246 人	7,500 人/累計
健康大学の参加者数	332人	1,700 人/累計
チームオレンジ※のチーム数	未実施	2チーム
就労支援施設などへの通所者数	200 人	1,100 人/累計
計画相談支援事業所数	2 件	4 件
あいサポーター※研修受講者数	74 人	450 人/累計
民生委員・児童委員充足率	94%	100%
松伏町社会福祉協議会 ボランティア登録者数	332 人	400 人

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画

※用語解説は前ページに掲載。

施策4 女性の就業支援

女性を取り巻く就労環境は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、子育て環境の充実などにより、M字カーブがなだらかになって一定の改善は図られています。どのような働き方を選択しても能力を十分発揮できるよう、関係機関と連絡を図り労働情報の提供に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	就業情報の提供 ◇女性の就職・再就職・起業のための情報提供	環境経済課
2	雇用機会の創出 ◇ハローワーク越谷と共催による合同就職説明会の開催	環境経済課
3	関連セミナーの情報提供 ◇女性の就職・再就職・起業などにつながるセミナーに関する情報提供	企画財政課 環境経済課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
松伏町合同就職説明会参加者数	未実施	200人/累計

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画

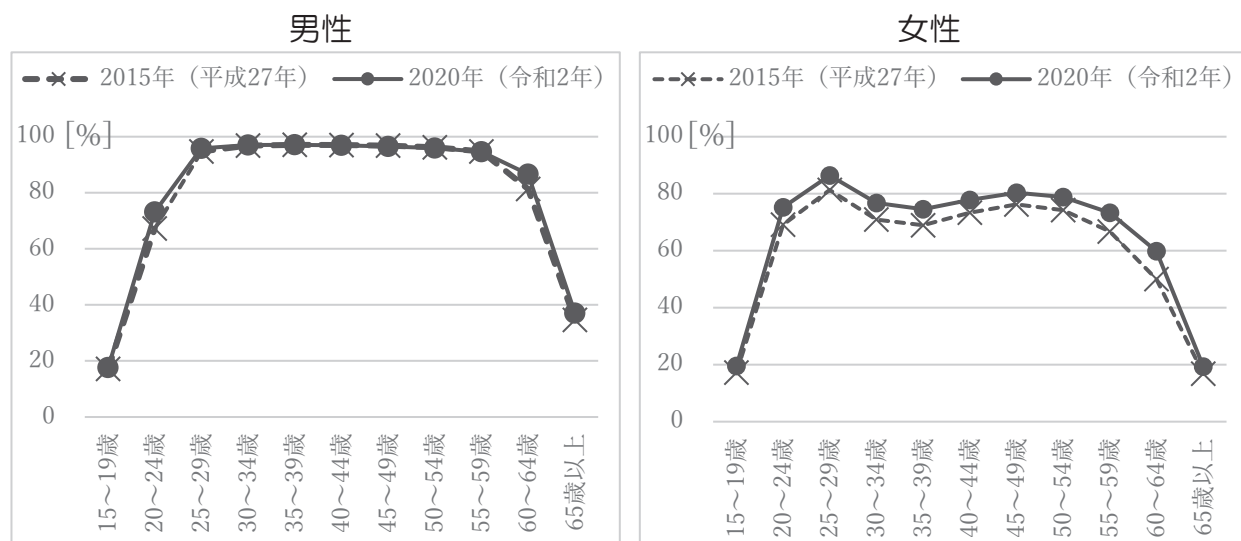


データ 埼玉県年齢5歳階級別、男女別、労働力率(平成27年、令和2年)

埼玉県の15歳以上人口に占める労働力人口の割合は63.6%で、全国第8位(男性4位、女性15位)です。

男女別にみると、男性は40～44歳、45～50歳、50～54歳、55～59歳の階級で減少しています。女性、全ての階級で増加しています。特に20歳代から30歳代の階級において増加しています。

女性の労働力率は、30歳代の労働力率が前後の年齢階級に比べて低くなる「M字型」を描きますが、30歳代の労働力率の上昇により、「M字型」の緩和が認められます。



資料/令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果

施策5 役場職員の参画の推進

職員が働きやすい職場環境を整備し、女性管理職への登用、男性職員の育児休業の取得を推進します。そして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて周知・啓発を推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	職員がいきいきと働き活躍できる職場づくり ◇職員が働きやすい職場環境の整備 ◇男性職員の育児休業の取得促進 ◇女性管理職への登用	総務課
2	女性職員の職域拡大 ◇あらゆる職域における、性別にとらわれない人事配置の推進	総務課
3	能力開発と人材育成 ◇性別にとらわれた指示の見直し ◇研修や派遣事業への女性職員の参加促進 ◇庁舎内委員会への女性職員の参加促進	総務課 全課
4	ワーク・ライフ・バランスの推進 ◇意識改革・働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進 ◇役場内におけるノー残業 DAY の推進	総務課
5	ハラスメントの防止についての啓発 ◇職場内でのハラスメントの防止についての啓発	総務課
6	特定事業主行動計画※の策定 ◇計画期間、数値目標、取り組み内容などの実施状況の公表	総務課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
役場男性職員の育児休業の取得	0%	30%
管理監督的地位(副主幹級以上)にある女性の割合	11.9%	20%

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



データ 松伏町における役付職員及び職員全体に占める女性の割合

各年4月1日現在

年度	役付職員(主査職以上)			一般職員			職員総数		
	総人数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	総人数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	総人数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)
4	95	21	22.1	98	40	40.8	193	61	31.6
5	97	22	22.7	99	40	40.4	196	62	31.6
6	98	21	21.4	93	37	39.8	191	58	30.4

資料/総務課

※特定事業主行動計画：次世代法及び女性活躍推進法において、それぞれの法に定める目的を達成するため、一定規模以上の民間事業主にとっては「一般事業主行動計画」を、国や地方公共団体にとっては「特定事業主行動計画」を策定し、具体的な目標や取り組みを位置付けること。

課題2 町政運営への女性の参画の推進

施策1 政策・方針決定の場への男女の均衡ある参画促進

本町の審議会などにおける女性委員の割合は約3割で、女性のいない審議会の解消にも至っていません。今後も、引き続き女性委員のいない審議会の解消をめざすとともに、さまざまな分野における男女の意識改革に努め、男女がともに政策・方針決定に参加できる機会の提供に努めます。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	審議会などへの男女の均衡ある参画促進 ◇審議会などへの女性の登用促進 ◇男女がともに構成委員数の4割以上である審議会などの割合の向上 ◇団体推薦枠を設けた場合、役職にとらわれず、女性の推薦を依頼するポジティブ・アクションの実施	全課 企画財政課
2	女性管理職への登用【再掲】 ◇女性管理職の積極的登用の推進	総務課
3	地方自治に関する情報提供 ◇身近な政治に関心を深め、主体的に政治に参加できるようにするための議会だよりの発行	議会事務局

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
男女が共に構成委員数の4割以上である審議会等の割合	29.5%	40%
管理監督的地位(副主幹級以上)にある女性の割合【再掲】	11.9%	20%

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画

施策2 女性の人材育成と活躍の支援

さまざまな分野で活躍したい女性に対し、関係機関のセミナーや個人・団体などの活躍事例について情報提供を図ります。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	女性人材育成 ◇関係機関のセミナーの情報提供 ◇女性の自己開発を支援するための情報提供・発信 ◇女性人材リストの活用	企画財政課
2	自主グループなどのネットワークづくりの促進 ◇ネットワークづくりのための情報提供 ◇NPO※・自主グループの育成支援	企画財政課 教育文化振興課

〈成果指標〉

指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
女性人材リストの登録者数	21人	26人

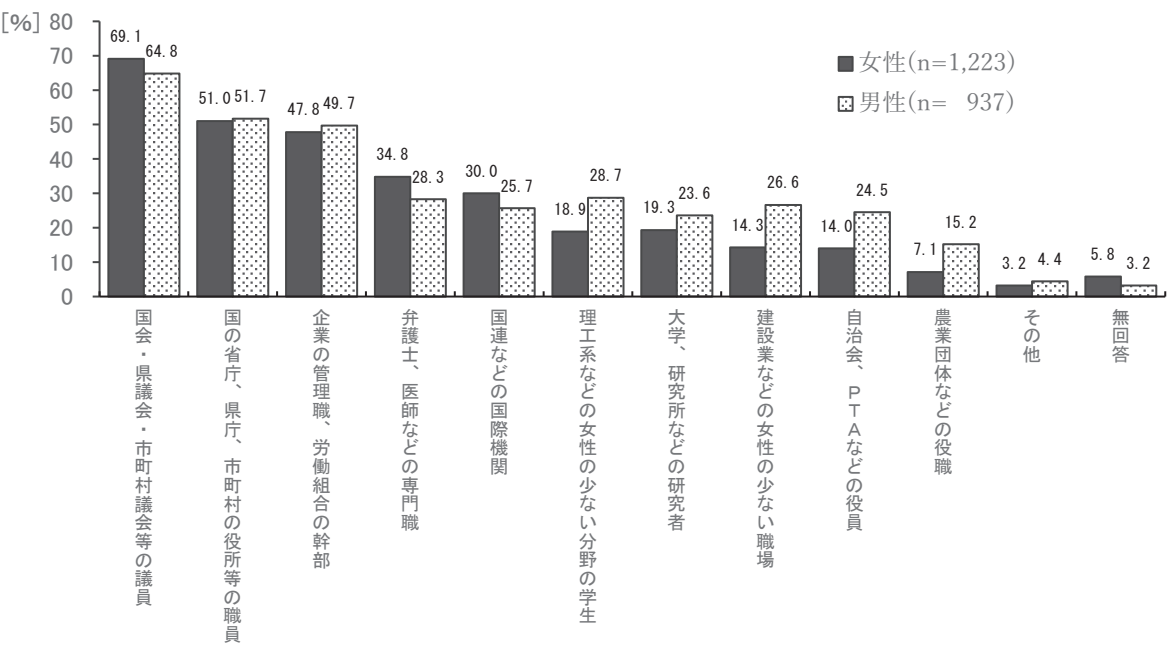
資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



データ 女性の参画が進むべき分野

問 あなたは、今後どのような分野で、特に女性の参画が進むべきだと思いますか。

今後、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」、「国の省庁、県庁、市町村の役所等の職員」、「企業の管理職、労働組合の幹部」が高くなっています。



資料/埼玉県令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査

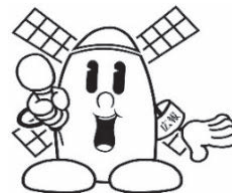
※NPO:Non-Profit Organizationの略であり「非営利組織」のこと。



世界経済フォーラムが「ジェンダーギャップ指数2024」を公表

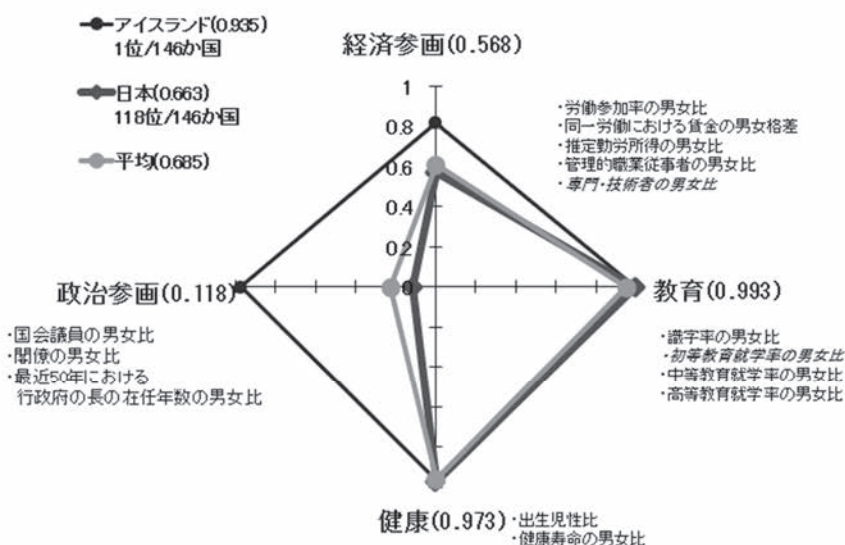
この指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野から作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

日本の順位：118位/146か国



ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
7	ドイツ	0.810
14	英国	0.789
22	フランス	0.781
36	カナダ	0.761
43	アメリカ	0.747
87	イタリア	0.703
94	韓国	0.696
106	中国	0.684
116	バーレーン	0.666
117	ネパール	0.664
118	日本	0.663
119	コモロ	0.663
120	ブルキナファソ	0.661

〈備考〉1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
3. 分野別の順位: 経済(120位)、教育(72位)、健康(58位)、政治(113位)

資料/内閣府男女共同参画局

目標3 みんなが安心して暮らせるまちづくり



みんなが安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った環境整備を推進します。ふれあいと連帯感ある地域社会を形成するため、地域における行事や活動への男女の積極的参加を推進します。

防災対策としては、災害時に落ち着いて行動することができるよう、平時から地域における個々の役割分担を明確にして備えておく必要があります。災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、男女のニーズ※の違いを考慮し、生活に密着した防災対策を進めます。

また、国際的な協調の下に男女共同参画を進めるため国際理解への取り組みも必要です。

生涯を通じた健康においては、性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し尊重し合い、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを推進します。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として、「松伏町困難女性支援基本計画」を、このプランに包含しました。困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、適切な支援を受けられるよう関係機関などと連携し取り組みます。



Keyword & Column キーワード&コラム

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律



厚生労働省が、2018年（平成30年）から2019年（令和元年）まで「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」で議論された内容をまとめたことを受け、議員立法として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022年（令和4年）5月に成立しました。

これまで貧困やDV※、虐待などで居場所を失ったり、性犯罪に巻き込まれたりした女性への支援は、1956年（昭和31年）に制定された売春防止法が根拠となっており、当事者への支援が不十分との指摘が出ていました。

新法では、女性の補導処分や保護更生に関する売春防止法の規定の削除を盛り込み、暴力や貧困などさまざまな困難を抱える女性に対する公的支援のあり方を定めています。

※ニーズ：需要、必要性、求めているもののこと。

※DV：配偶者などからの暴力のこと。

課題1 地域・社会活動への参画の推進

施策1 男女共同参画の視点を活かしたまちづくりの推進

全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また防災対策は、行政の取り組みだけではなく自主防災組織※やボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組む必要があります。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	安心して暮らせる地域づくり ◇公園・緑地の整備充実 ◇通学路など道路環境整備 ◇特殊詐欺の未然防止に関する意識啓発	新市街地整備課 まちづくり整備課 総務課
2	防災分野における参画の推進 ◇自主防災組織への女性の参画の促進 ◇女性を中心とした防災に対する対応訓練の実施 ◇女性に配慮した避難所運営の推進 ◇防災に関する情報の発信	総務課
3	地域福祉活動の推進 ◇民生委員・児童委員の活動への支援 ◇NPO・自主グループ・ボランティア活動の促進	いきいき福祉課 企画財政課
4	コミュニティ活動への参加促進 ◇助成制度の情報提供 ◇広報紙での活動の紹介	総務課
5	参加する住民に配慮した事業の実施 ◇休日・祝日・夜間の事業の実施 ◇保育サービス・親子で参加できる事業の実施 ◇手話通訳がついた事業の実施	全課
6	男女共同参画の拠点整備 ◇地域交流の場の提供	企画財政課

※自主防災組織：地域住民が、災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のこと。

〈成果指標〉

指 標 名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
民生委員・児童委員充足率【再掲】	94%	100%
松伏町社会福祉協議会ボランティア登録者数 【再掲】	332人	400人
マップメール（防災）の登録者数	2,800人	3,400人
防災リーダーの認定人数	63人	120人
避難所開設訓練の実施回数	未実施	10回/累計
自主防災組織の組織率	72%	80%

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



Keyword & Column キーワード&コラム

なぜ 避難所運営に男女共同参画の視点が必要なのでしょうか？

過去の大災害では、避難所や自宅などで避難生活を送る多くの被災者が、生活環境の悪化によって体調を崩したり、エコノミークラス症候群を発症するなどにより命を落としています。

避難生活における身体的、精神的ストレスによる関連死を防ぐためには、地域に暮らす多様な人たちに配慮した取り組みが大切です。

熊本地震では、東日本大震災時の経験を活かして、男女共同参画の視点に立った取り組みも見受けられましたが、避難所では、いまだに次のような状況が報告されています。

 ここにいる、皆が家族だ！ 家族に優先なんかいない！ パーテーションがないと、着替える場所にも困ります。	 人が出入りする場所で、着替えや授乳を行いたくはありませんね。	 炊き出しは、女性の仕事と思い込んでいませんか。
---	--	--

資料/埼玉県人権・男女共同参画課

災害時に、みんなが安心できる避難所にするために、普段から取り組みを進めておく必要があります。

施策2 国際協調と国際理解の推進

本町では、国際的な情報の収集に努め、町民や事業所などに提供します。世界各国から来日した人々の多くは、言葉や習慣の違いなどから、さまざまな生活上の問題に直面しています。国籍や文化による差別がなく、地域社会に参画できるよう、必要な取り組みを推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	外国籍町民・日本語を母国語としない町民への支援 ◇日本語ひろばの開催 ◇多言語による情報提供	企画財政課 全課
2	国際理解教育の推進 ◇小中学校での外国人、海外生活経験者による授業や行事の活用 ◇小中学校でのALT（外国人語学指導助手）の活用	教育総務課
3	国際交流団体への支援 ◇国際交流団体の育成・活動支援	企画財政課

〈成果指標〉

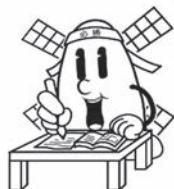
指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
日本語ひろば参加者数	88人	500人/累計

資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



データ

日本語ひろば参加者数



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	12	25	25
参加人数(人)	16	88	110

資料/企画財政課

松伏町の外国人人口

各年4月1日現在

	令和4年	令和5年	令和6年
男(人)	214	244	303
女(人)	202	227	271
総計(人)	416	471	574

資料/住民ほけん課

課題2 生涯を通じた健康支援

施策1 性と生殖に関する健康と権利の理解と尊重

男女が互いの性を理解・尊重し、相手に思いやりを持つことが重要です。特に女性は、妊娠や出産などにより、健康上の問題が生じたり、能力を発揮する上で制約を受けたり、生活に支障をきたしがちです。このことから、生涯を通じて健康で充実した生活を送るために「性と生殖に関する健康と権利」について、意識啓発や正しい知識の普及に努めます。

また、性感染症の予防に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて義務教育の段階から適切な啓発活動を実施します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	いのちと性を尊重する意識の啓発 ◇いのちの大切さ、かけがえのなさについての啓発 ◇エイズなど性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	教育総務課
2	教育・学習機会の充実 ◇児童・生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施 ◇喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進	教育総務課
3	性と生殖に関する健康支援の情報提供 ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が根付くよう情報提供	すこやか子育て課



Keyword & Column キーワード&コラム

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年(平成6年)にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、今日、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されています。

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や生殖に関するすべてにおいて、単に病気がないだけでなく、身体的、精神的、社会的にも良好な状態であることを指します。

「リプロダクティブ・ライツ」とは、こどもを産む・産まない、いつ何人こどもを持つかなど、生殖に関することを自分で決められる権利のことで、そのために必要な情報やサービスを得られることも含まれます。

施策2 健康づくりへの支援

町民一人ひとりが自らの健康の大切さを自覚する機会を提供するとともに、運動やスポーツによる健康づくり、生活習慣病など疾病の早期発見や予防の推進、地域医療体制の整備など町民の地域での健康づくりを積極的に支援し、健康寿命の延伸を図ります。

また、妊娠期から子育てに渡る切れ目ない包括的な支援を推進します。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	各種検診の充実 ◇性別特有の疾病、生活習慣病等の早期発見、早期治療につながる検診体制の充実	すこやか子育て課
2	健康相談・指導の充実 ◇特定健康診査※、特定保健指導※の推進 ◇食生活習慣の定着を図るため管理栄養士の食育指導	すこやか子育て課 住民ほけん課
3	運動による健康づくりの推進 ◇「マッパー・健幸・マイレージ」※の活用 ◇健康状態に応じた体操やウォーキングなどの実施	すこやか子育て課
4	心の健康づくりの推進 ◇心の健康講座、心の相談などの精神保健事業の推進	すこやか子育て課
5	妊娠期から子育てに渡る切れ目ない包括的支援 ◇妊娠・出産・子育ての不安を一人で抱えることがないよう伴走型相談支援の充実【再掲】 ◇産後ケア事業の実施	すこやか子育て課
6	地域健康づくりの支援 ◇健康維持と社会的交流を深めるための健康体操やスポーツ・レクリエーション事業の開催	教育文化振興課

※特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣予防のための健診のこと。

※特定保健指導：特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクが高いと判断された方へ、保健師などが生活習慣改善のアドバイスなどを行うこと。

※「マッパー・健幸・マイレージ」：町が実施する健康に関連する事業などに参加をすると、ポイントが貰え、貯めたポイントにより町の特産品の購入等に利用することができる制度。

〈成果指標〉

指 標 名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度))
65歳健康寿命の延伸	(男性)18.17年 (女性)20.83年 (2021年(令和3年))	(男性)19.55年 (女性)21.85年 (2027年(令和9年))
マッパー・健幸・マイレージ達成者数	31人	800人
特定健康診査の受診率	31.8%	60%
スポーツ活動の実施事業回数	39回	200回/累計
中央公民館・多世代交流学習館の講座やイベントなどの利用件数	4,485件	22,500件/累計

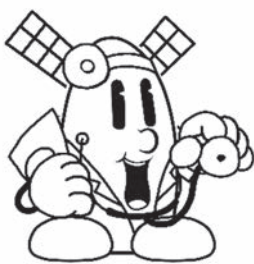
資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画



Keyword & Column

キーワード&コラム

65歳健康寿命の延伸について



健康寿命とは、健康で自立した生活を送ることができる期間のことです。

本町では、埼玉県と同様に65歳に達した人が、「要介護2以上になるまでの期間」を「65歳健康寿命」として算出しています。本町における65歳に達した人の平均余命は、男性19.65年、女性24.25年で、65歳健康寿命は、男性18.17年、女性20.83年です。また、65歳平均余命から65歳健康寿命を差し引いた期間(65歳要介護期間)は、男性1.48年、女性3.42年です。

介護が必要な期間を短くするなど、町民がいきいきと暮らせるよう、健康寿命を延伸させる取り組みを実施していきます。

【松伏町の平均余命と健康寿命】

	男性	女性
65歳平均余命	19.65年	24.25年
65歳健康寿命	18.17年	20.83年
65歳要介護期間	1.48年	3.42年

出典:「埼玉県2022年度版 地域別健康情報」より一部抜粋



資料/松伏町第6次総合振興計画前期基本計画

課題3 困難な問題を抱える女性への支援（松伏町困難女性支援基本計画）

施策1 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を目的としており、本人の意思を尊重しながら課題を整理し、関係機関と調整しながら支援することが必要です。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	困難な問題を抱える女性の相談 ◇必要な福祉サービスを利用しながら支援対象者が自己決定できるよう寄り添った支援	企画財政課 全課
2	関係機関・民間団体との連携 ◇適切かつ円滑な支援を実施するため関係機関などを構成員とする支援調整会議の開催 ◇関係機関・民間団体などとの連携	企画財政課 全課



データ 埼玉県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況

埼玉県婦人相談センターの相談件数の推移は2,500件前後となっています。令和4年度の主訴別相談の受付状況は、夫等の暴力（DV）が、66.2%と最も多くなっています。女性の生活困難な背景には暴力を始めとしたさまざまな問題が隠れています。

		人間関係														住居問題	帰住先なし	経済的問題	医療的問題		売春防止法5条違反	人身取引被害	合計
		夫等				子ども			親族			その他の者の暴力	男女関係	その他	精神的問題				病気・妊娠など				
		夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他												
R4	件数(件)	1,727	1	31	43	37	4	14	110	30	48	63	112	28	29	2	29	17	266	19	0	0	2,610
	割合(%)	66.2	0	1.2	1.6	1.4	0.2	0.5	4.2	1.1	1.8	2.4	4.3	1.1	1.1	0.1	1.1	0.7	10.2	0.7	0	0	100
R3	件数(件)	1,532	7	52	92	30	0	11	99	23	11	51	115	16	8	2	22	26	342	24	0	0	2,463
	割合(%)	62.2	0.3	2.1	3.7	1.2	0	0.4	4.0	0.9	0.4	2.1	4.7	0.6	0.3	0.1	0.9	1.1	13.9	1.0	0	0	100

資料/埼玉県婦人相談センター

目標4 暴力のない社会づくり

(松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

(松伏町困難女性支援基本計画)



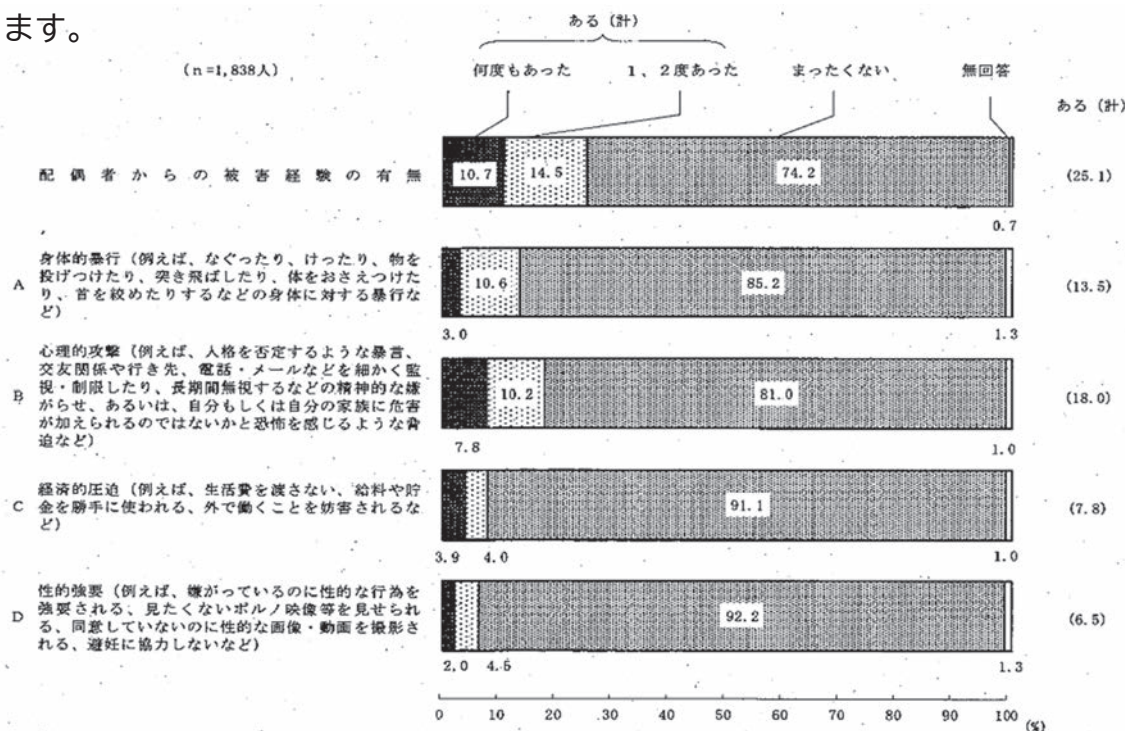
DVは、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されない行為です。DVの被害者は女性であることが多く、こどもに目撃させることは児童虐待であり、こどもに及ぼす影響も深刻で見逃ごせない問題です。こうした状況を踏まえ、配偶者などに対する暴力の根絶に向け、より一層の取り組みが重要です。



データ 配偶者からの暴力の被害経験

問 結婚したことある人（1,838人）に、“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”の4つの行為について、配偶者からの暴力の被害経験を聞きました。

“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかについて配偶者から被害を受けたことがある人をまとめると、『ある（計）』が25.1%となっています。（「何度もあった」10.7%と「1、2度あった」14.5%の計）です。それぞれの行為について、被害経験が『ある（計）』の割合をみると、“身体的暴行”が13.5%、“心理的攻撃”が18.0%、“経済的圧迫”が7.8%、“性的強要”が6.5%となっています。



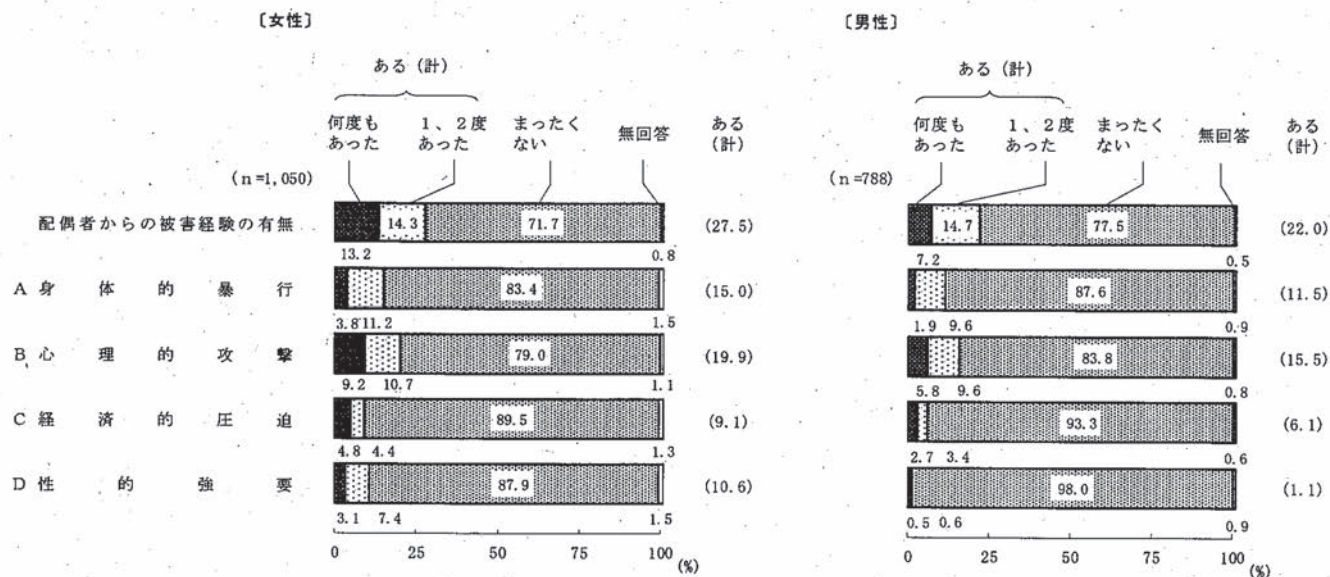
資料/内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和6年3月）

(次ページへ続く →)

(← 前ページから続く)

配偶者からの被害経験の有無（性別）

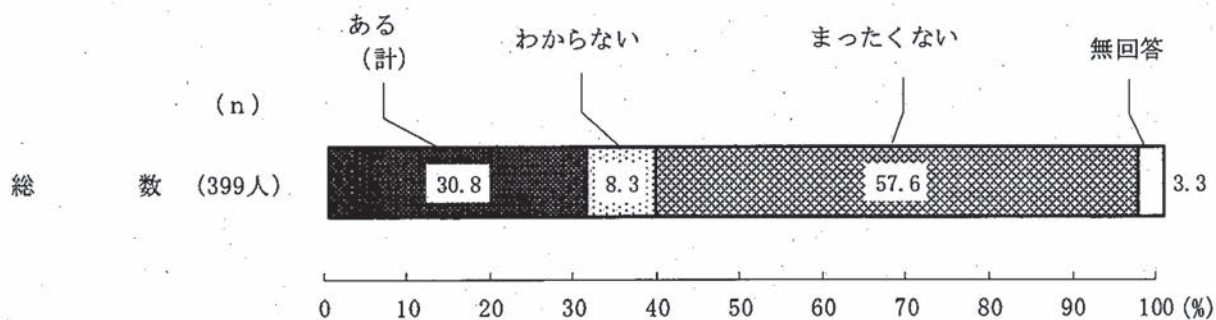
配偶者からの被害経験を性別にみると、被害経験が『ある（計）』は女性が27.5%、男性が22.0%となっています。それぞれの行為について、被害経験が『ある（計）』は、“身体的暴行”では女性が15.0%、男性が11.5%、“心理的攻撃”では女性が19.9%、男性が15.5%、“経済的圧迫”では女性が9.1%、男性が6.1%、“性的強要”では女性が10.6%、男性が1.1%となっています。いずれの行為も、女性の方が被害経験者の割合が多くなっています。



こどもの被害経験の有無

問 これまでに配偶者から被害を受けたことがあり、子どもがいる人（399人）に、子どもが18歳になるまでの間に配偶者から被害を受けたことがありますか。

『ある（計）』は30.8%となっています。



資料/内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和6年3月）



暴力の例

【身体的暴力】

殴る。蹴る。髪を引っ張る。物を投げる。突き飛ばす。首を絞める。

【精神的暴力】

大声でどなる。無視して口をきかない。大切なものを壊す・捨てる。

【社会的暴力】

家族や友人との付き合いを制限する。電話やメールなどを細かくチェックする。

【経済的暴力】

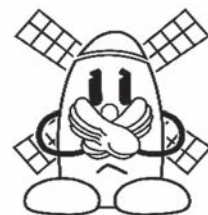
生活費を渡さない。外で働くことを許さない。借金を強要する。

【性的暴力】

性行為の強要。中絶の強要。避妊に協力しない。

【こどもを巻き込んだ暴力】

こどもの前で暴力をふるう。自分の言いたいことをこどもに言わせる。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿をしており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として根絶する強い意志を表しています。

毎年11月12日～25日は「パープルリボン・女性に対する暴力をなくす運動週間」です。女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーなど賛同いただいている全国のタワー、商業施設、お城などを紫色にライトアップする、パープル・ライトアップを実施しています。女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

また、11月は【オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン】を実施しています。取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、標語を募集して、さまざまな広報・啓発活動などで幅広く活用しています。

令和6年度 「189（いちはやく） 気づいてあげて そのサイン」

資料/内閣府男女共同参画局、こども家庭庁

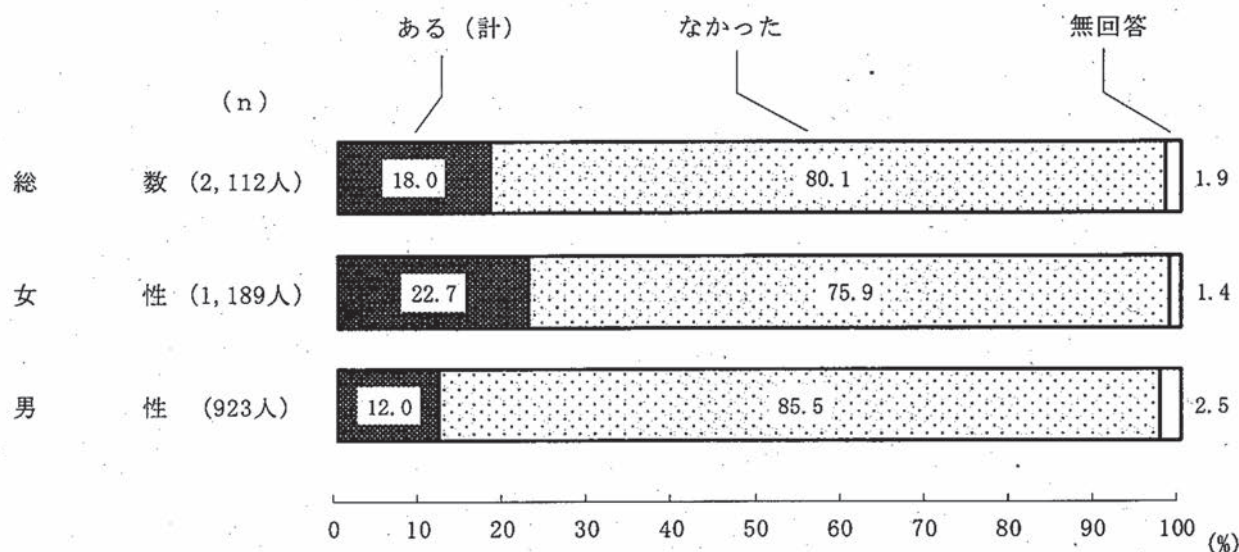




データ 交際相手からの暴力の被害経験

問 交際相手がいたという人（2,112人）に、“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”の4つの行為について、交際相手からの暴力の被害経験を聞きました。

“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかについて交際相手から被害を受けたことが『ある（計）』が18.0%で、女性が22.7%、男性が12.0%となっています。



資料/内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)

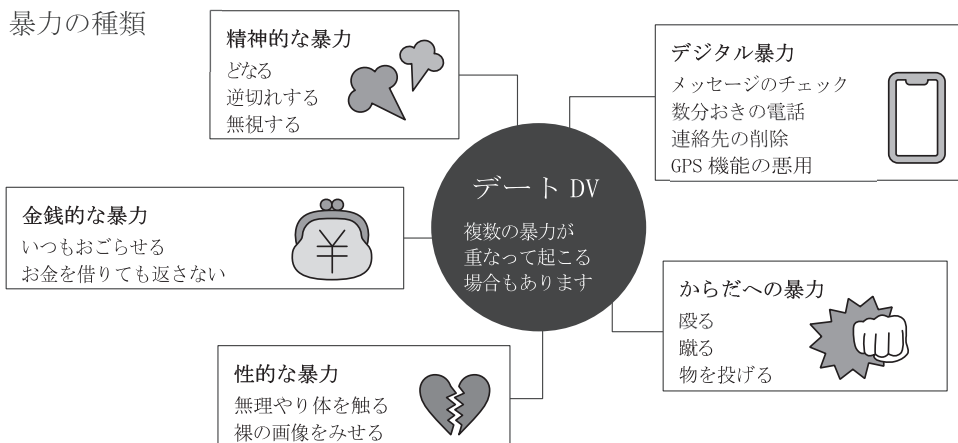


Keyword & Column キーワード&コラム

デートDVとは・・・交際相手からふるわれる暴力のこと

殴る・蹴るだけが暴力ではありません。強い束縛や恐怖心を与えることや、心を傷つけることなども暴力にあたります。相手を思い通りに支配しようとする言動や態度が「デートDV」なのです。

暴力の種類



資料/埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課「知っていますか？デートDV」

課題1 暴力を許さない社会づくりの推進

施策1 暴力防止に向けた広報・意識啓発の充実及び教育の推進

あらゆる暴力を未然に防止し、問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	暴力防止に係る広報・意識啓発 ◇広報紙やホームページなどを活用した啓発活動の実施 ◇防犯講習の開催 ◇ハラスメント防止についての啓発 ◇性犯罪・ストーカー行為の防止に向けた意識啓発 ◇若年層に向けた意識啓発と情報発信 ◇妊娠期からの虐待予防強化事業の実施	企画財政課 総務課 教育総務課 すこやか子育て課
2	人権啓発・人権教育の推進 ◇女性に対する人権侵害の防止に向けた意識啓発 ◇児童・生徒に対するいじめや差別の解消に向けた意識啓発 ◇人権教育セミナーの開催	企画財政課 教育総務課 教育文化振興課



Keyword & Column

キーワード&コラム

ストーカー行為等の規制等に関する法律（通称：ストーカー規制法）

（第1条）ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。以下に示す「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律です。

- ア つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・うろつき等
- イ 監視していると告げる行為
- ウ 面会や交際の要求
- エ 乱暴な言動
- オ 無言電話、拒否後の連続した電話・FAX・電子メール・SNSメッセージ・文書等
- カ 汚物等の送付
- キ 名誉を傷つける
- ク 性的しゅう恥心の侵害
- ケ GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
- コ GPS機器等を取り付ける行為等

資料/警視庁ホームページ

施策2 相談・支援体制の充実

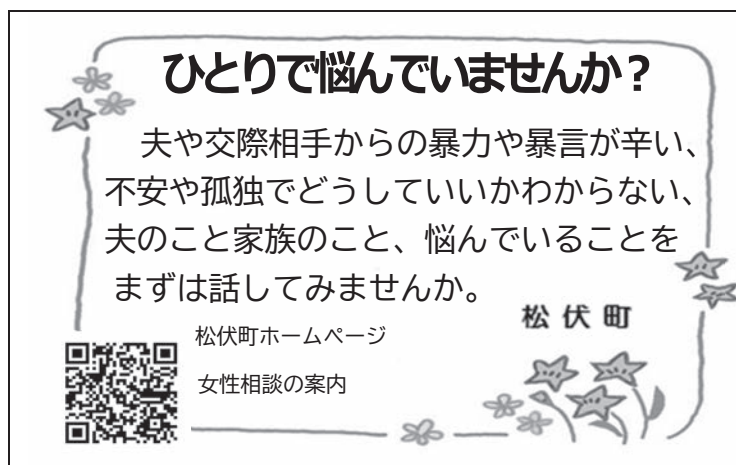
女性相談は、2008年度（平成20年度）からNPO法人に委託し、相談者の側に立ったきめ細やかなサポートを目指し、こども同伴で来た場合の保育も行っています。相談の中には、DVに起因する精神的な悩みでの離婚相談が多く、経済的基盤を失い生活に困窮するなど、生活再建のための支援が必要となっています。これらの要望に対応できる体制の整備や情報の集約などに引き続き取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	相談体制の充実 ◇女性相談の実施 ◇セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント相談の実施 ◇スクール・セクシュアル・ハラスメント相談の実施 （スクールカウンセラー、さわやか相談員などの活用） ◇保健センターでの相談の実施	企画財政課 総務課 教育総務課 すこやか子育て課
2	支援体制の充実 ◇DV対策庁内連携会議の充実 ◇女性相談スタッフ会議の充実 ◇被害者に対する住民票などの個人情報保護 ◇児童虐待対応など、こどもの安全確保に対する支援 ◇各種健（検）診・予防接種などの支援 ◇被害者に対する自立支援体制の充実 ◇関係課による支援体制の連携 ◇民間支援団体との連携・協働	企画財政課 住民ほけん課 すこやか子育て課 いきいき福祉課 教育総務課

☆女性相談カード

町内の公共施設・民間施設などの女性トイレにカードを設置し、周知を行っています。



施策3 関係機関との連携強化

DV被害者の支援には、埼玉県や警察署などの関係機関と相互に連携し協力して対応することが必要です。

また、広域では、東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会や5市1町女性相談ネットワーク会議などへ参加し、情報収集やケース検討を通して連携強化と担当者の資質の向上を図っています。

【具体的事業】

No.	事業内容	担当課
1	安心・安全のためのネットワークづくり ◇広域行政での連携強化 ◇関係機関とのネットワーク強化	企画財政課
2	相談を受ける側の心のケア ◇一人で抱え込まない環境づくり ◇埼玉県の支援事業の活用	企画財政課

第4章 プランの推進

1 松伏町男女共同参画推進委員会

松伏町男女共同参画推進条例第16条に基づく「松伏町男女共同参画推進委員会」を組織します。町長の諮問に応じ、調査し、審議し、答申すると同時に、町長に対して男女共同参画の推進について建議する機能を有します。

2 松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会

副町長を委員長とし教育長、課長及び議会事務局長で構成する「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会」と、各担当課職員で構成する「松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会幹事会」があります。庁舎内の横断的なネットワークを構築し、関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施と基本計画の総合的な推進を図ります。

3 国や埼玉県、関係機関との連携

国や埼玉県、近隣市町などの関係機関との連携を強化し、広域的なネットワークを図ることで、男女共同参画を効果的に進めます。

4 プランの進捗管理

プランに掲げた施策については、毎年、各担当課による進捗状況と施策の効果などの検証、評価を行い、松伏町男女共同参画推進委員会を経て、条例第17条に基づき町議会へ報告します。PDCAサイクルを活用することにより、必要な見直しを行い推進します。



参考資料

1 プラン策定の経過

《令和5年度》

日 付	内 容
6月29日	第10期松伏町男女共同参画推進委員会第4回委員会 ・プラン（第5版）の見直しについて【諮問書】
10月27日	第10期松伏町男女共同参画推進委員会第5回委員会 令和5年度松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会第1回幹事会 ・プラン（第6版）概要について
令和6年 2月 8日	第10期松伏町男女共同参画推進委員会第6回委員会 ・プラン（第6版）（骨子案）について
3月31日	第10期松伏町男女共同参画推進委員会任期満了

《令和6年度》

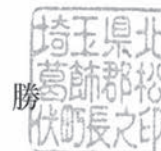
日 付	内 容
4月18日	第11期松伏町男女共同参画推進委員会委嘱式及び第1回委員会 令和6年度松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会第1回幹事会 ・プラン（第6版）（素案）について
7月 2日	第11期松伏町男女共同参画推進委員会第2回委員会 ・プラン（第6版）（素案）について
7月11日	令和6年度松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会第2回幹事会 ・プラン（第6版）（素案）について
10月 8日	令和6年度松伏町男女共同参画庁舎内推進委員会第3回幹事会 ・プラン（第6版）（素案）について
11月28日～ 12月27日	パブリックコメントの実施
令和7年 1月 9日	第11期松伏町男女共同参画推進委員会第3回委員会 ・プラン（第6版）（素案）について ・【答申書】について

2 諮問書

企 第 106 号
令和 5年 6月 6日

松伏町男女共同参画推進委員会
会 長 荻野 裕佳里 様

松伏町長 鈴木



「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」の策定について（諮問）

「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」を策定したいので、松伏町男女共同参画推進条例第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

本町では、令和2年3月に策定された男女共同参画基本計画である「まつぶしコミュニケーションプラン（第5版）」に基づき、男女の人権が尊重された住みやすい男女共同参画社会の実現を目指し、まちづくりを進めておりますが、令和6年度に計画期間が終了となります。

つきましては、令和7年度を計画始期とする、新たな「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」について貴委員会の意見を求めます。

3 答申書

令和 7年 1月 9日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町男女共同参画推進委員会
会 長 荻野 裕佳里

「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」の策定について（答申）

令和5年6月6日付け企第106号で諮問のありました「まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）」の策定について、下記のとおり答申します。

松伏町では、松伏町男女共同参画推進条例で定めている基本理念に基づき、男女が平等で、誰もが互いの人格を認めあい、町民一人ひとりが大切にされ、性別にかかわらず自由な生き方を選択することが尊重される社会の実現を目指しています。

本委員会では、これまで以上に男女共同参画の取り組みが推進されることを期待し、プラン（第6版）（素案）を審議してきました。

その結果、次のように提案するとともに要望します。

記

- 1 今回の見直しでは、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として、「松伏町困難女性支援基本計画」を、まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）に包含しました。困難な問題を抱える女性に、包括的かつ継続的な支援をお願いします。
- 2 「男女」にとどまらず、年齢、国籍、多様な性に関すること、障がいの有無も含めて、さまざまな人々が自分らしく輝き、多様な生き方を認めあい、支えあう男女共同参画社会が実現できるよう取り組みを推進してください。
- 3 松伏町役場において、女性職員の管理職への登用の推進を図ることは、多様な意見が反映され、男性にとっても働きやすい職場環境につながるものと考えます。職員の働きやすい職場の実現を目指し、積極的に女性職員の管理職への登用を推進してください。

4 松伏町男女共同参画推進委員会委員名簿

この委員会は、後掲の「松伏町男女共同参画推進委員会規則」によるものです。

(敬称略)

職 名		氏 名
学識経験者 (規則2条1号委員)	埼玉県男女共同参画アドバイザー	おぎの ゆかり 荻野 裕佳里
	埼玉県家庭教育アドバイザー	うだがわ ようこ 宇田川 陽子
	元地方公務員	やまざき いわい 山崎 祝
団体の代表者 (同2号委員)	松伏町民生委員・児童委員協議会副会長	たむら のりこ 田村 教子
	松伏町PTA連合会（松伏中学校PTA会長）	きのした えみ 木下 江美
	NPO法人 親子サポートぽっぽ 副代表	しょうの きみこ 庄野 紀美子
公募町民 (同3号委員)	公募による町民	いわた しげる 岩田 茂
	公募による町民	よしだ みのる 吉田 稔

第11期委員任期：2024年（令和6年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日
 会 長：荻野 裕佳里委員
 副会長：宇田川 陽子委員

参考資料

5 関係法令等

松伏町男女共同参画推進条例

平成15年 9月25日条例第27号
最終改正 平成17年11月30日条例第47号

私たちのまち、松伏町は、町の東西と中央部を江戸川、大落古利根川、中川、の三本の河川がゆったりと流れ、また、北部、南部を中心に緑濃い田園地帯が広がる、水と緑に恵まれた自然の豊かな美しい町である。

また、近年、首都圏のベッドタウンとして、人口は増加を続け、大規模な住宅団地に核家族世帯の流入が続く新興住宅地としての顔と、歴史に彩られた地域に、落ち着いたたたずまいを見せる集落からなる伝統的な町としての一面を併せ持っている。この、いわば相対する特性から、核家族が中心を成す新興地域と比較的多世代同居の多い伝統的地域では、地域における社会慣行やコミュニティ、また、世代間における価値観に相違が生じつつある。

このような背景の中で、松伏町においても、固定的な性別役割分担に基づく人々の意識や旧来の社会慣行は依然として存在し、男女間の格差も発生している。

この解消のために、松伏町では、平成12年3月に「まつばしコミュニケーションプラン」を策定し、努力を重ねてきた。

しかしながら、毎日の生活の中に、男女が共に人として生きることの充実感及び豊かさを実感できるまちづくりを推進するためには、更なる努力が必要である。

男女が互いを尊重し、活かしあう社会づくりの根幹として、真の平等の上に、男女が共に参画できる社会をつくり上げることが大切と考える。

ここに、日本国憲法第14条に定める法の下での平等に基づき、あらゆる分野で男女の差別をなくし、性別にとらわれた考え方を廃するとともに、固定的観念を取り払い、自由で、より自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を議員提案で制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) 配偶者からの暴力等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）及び配偶者からの身体に対する暴力等に起因する子への虐待をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等をいう。

- (5) ジェンダー 生物学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けず、個人としての人権が尊重されること、男女が対等に能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなくてはならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画できるようにするとともに自己責任に基づく多様な生き方ができることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際化の進展を踏まえ、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、男女がお互いの身体的特徴及び性に関する理解の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(あるべき姿)

第4条 町、町民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項のあるべき姿として、この達成に努めなければならない。

(1) 家庭におけるあるべき姿

- ア 男女が、自分の責任に基づいて多様な生き方を選択し、それをお互いが尊重した上で、ジェンダーにとらわれることなく、家事、子育て及び介護の担い手を決められる家庭
- イ 家事、子育て、介護等の無報酬労働に対し、家族から精神的評価を与えられる家庭
- ウ 男女が、経済的事柄を含む重要な意思決定に對等に参画できる家庭

- エ 配偶者からの暴力等のない家庭
 - オ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される家庭
 - (2) 地域におけるあるべき姿
 - ア 男女が、男女共同参画を阻害する慣習及びしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの生き方や考え方が尊重され、かつ、責任を分かち合える地域
 - イ 男女が、地域の諸活動の企画立案及び意思決定に対等に参画し、男女ともに持てる力を発揮できる地域
 - ウ 男女が、生涯にわたり、男女共同参画について学習し、セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力等の根絶に取り組む地域
 - エ 男女が、家族の理解と協力の下、多様な地域活動に参画できる地域
 - オ 男女が、自由な選択で決めたそれぞれの家庭のあるべき姿を尊重できる地域
 - (3) 職場におけるあるべき姿
 - ア 採用、賃金、昇進、教育、配置等に関して、性別を理由とする差別及び格差のない職場
 - イ 農業、商業等の自営業において、女性の労働が正に評価される職場
 - ウ 男女が、対等に子育て又は介護のための休暇を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場
 - エ セクシュアル・ハラスメントがない職場
 - オ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される職場
 - カ 長時間労働及びストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力ある家庭生活が保障され、地域活動等に参加しやすい職場
 - (4) 学校におけるあるべき姿
 - ア 男女平等教育を推進し、児童、生徒、教職員及び保護者がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの考え方が尊重される学校
 - イ 男女が、対等に校内での役割を分担する学校
 - ウ 進路について、個人の能力や適正を考慮した指導がなされ、生徒自身が選択できる学校
 - エ 男女が、性教育を通して、生命の尊厳について学ぶことができる学校
- (町の責務)
- 第5条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関し、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習を推進するものとする。
- 4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- (町民及び事業者の責務)
- 第6条 町民は、基本理念にのっとり、地域等の社会のあらゆる分野で、自ら積極的に参画し、及び男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する男女が職業主活及び家庭生活を両立して行うことができるように支援し、並びに男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 3 町民及び事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。（性別による権利侵害の禁止等）
- 第7条 何人も、あらゆる場において、性別による権利侵害及び差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。
- 3 何人も、配偶者からの暴力等をしてはならない。
- 4 何人も、広告、ポスター等を公衆に表示する場合において、固定的な性別役割分担意識及び女性に対する暴力を助長し、かつ連想させる表現を行わないよう努めなければならない。
- (基本計画の策定)
- 第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 町長は、基本計画の策定に当たって、第16条に規定する松伏町男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。
- 3 町長は、基本計画を5年ごとに見直すものとする。（政策決定における積極的改善措置等）
- 第9条 町は、男女共同参画の推進のため、あらゆる政策決定の機会において、積極的改善措置を講ずるものとする。
- 2 町は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女いずれか一方が、当該審議会等の委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。
- (生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)
- 第10条 町は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるよう、情報の提供、啓発及び学習の機会の充実を図るものとする。
- (家庭生活及び職業生活の両立支援)
- 第11条 町は、男女が共に家庭生活及び職業生活が両立できるよう、保育の充実等就業環境の支援を行うものとする。
- (事業者への啓発)
- 第12条 町は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の取組を普及させるため、積極的な啓発を行うものとする。
- (拠点施設の整備等)
- 第13条 町は、男女共同参画を推進するための拠点施設の整備に努め、町民及び事業者に対し、継続的に男女共同参画の推進のための啓発を行うものとする。（情報の提供等）
- 第14条 町は、第7条第1項から第3項までに規定する行為を受けた者又はその家族の相談に応じ、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 2 町は、第7条第3項に規定する行為を受けた者（当該行為を受けた者がその家族を同伴する場合にあっては、その同伴する家族を含む。以下「被害者等」という。）又はその家族の申出により当該被害者等の一時保護を行い、当該被害者等の自立の支援を行うものとする。
- 3 町は、前2項に規定する措置を行うに当たり、当該各項に規定する者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、その者の国籍、障害の有無等を問わず人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。（苦情の申出等）

第15条 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を、町長に対して申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて、次条に規定する松伏町男女共同参画推進委員会に諮問し、是正その他の措置を講じ、又は関係機関に助言若しくは勧告を行うものとする。

（推進委員会）

第16条 町長は、男女共同参画を推進するため、松伏町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関し、町長の諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申するものとする。

3 推進委員会は、男女共同参画の推進に関し、町民及び事業者の意見、苦情等を収集し、並びに啓発活動等の現状を調査するとともに、町長に対し、男女共同参画の推進について建議することができる。

（年次報告）

第17条 町長は、毎年、男女共同参画の進捗状況を議会に報告するものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第47号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

松伏町男女共同参画推進条例施行規則

平成16年2月12日規則第4号
最終改正 平成28年3月29日規則第5号

(一時保護の申出等)

第1条 松伏町男女共同参画推進条例(平成15年松伏町条例第27号。以下「条例」という。)第14条第2項の申出(以下「一時保護の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 一時保護の申出をする者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 被害者等の氏名、住所、生年月日、一時保護の申出をする者の続柄及び電話番号
- (3) 一時保護の申出の理由
- (4) 一時保護の申出の年月日
- (5) 一時保護を求める期間

2 町長は、一時保護の申出があったときは、速やかに、一時保護の実施の可否を決定し、その旨を当該一時保護の申出をした者に書面により通知するものとする。
(一時保護の中止等)

第2条 町長は、被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、一時保護を中止し、又は停止することができる。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく一時保護が開始されたとき。
- (2) 医療機関等に入院したとき。
- (3) 一時保護の中止又は停止の申出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一時保護の実施が不適当と認めるとき。

(一時保護の取消し等)

第3条 町長は、偽りその他不正の手段により一時保護の実施の決定を受けた者がいるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により一時保護の実施の決定を取り消した場合において、町が負担した費用があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
(苦情の申出の方式)

第4条 条例第15条第1項の規定による申出(以下「苦情の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 苦情の申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 苦情の申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 苦情の申出の年月日

(是正その他の措置等を行わない苦情の申出)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情の申出については、条例第15条第2項に規定する是正その他の措置又は関係機関への助言若しくは勧告(以下「是正その他の措置等」という。)を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が是正その他の措置等を行うことが適当でないと認める事項

2 町長は、前項の場合において、苦情の申出については是正その他の措置等を行わないものとする旨及びその理由を当該苦情の申出をした者(以下「苦情の申出者」という。)に対し、書面により通知するものとする。

(助言等の方式)

第6条 条例第15条第2項の助言又は勧告(以下「助言等」という。)は、書面により行うものとする。

(必要な措置の報告)

第7条 町長は、助言等を行ったときは、当該関係機関に対し、必要な措置について、相当の期限を設けて書面により報告を求めるものとする。

(処理結果等の通知)

第8条 町長は、苦情の申出の処理を終了した場合は、その結果を、速やかに、苦情の申出者に書面により通知するものとする。この場合において、是正その他の措置等を行ったときは、併せてその内容を苦情の申出者に通知するものとする。

2 町長は、前条の報告があった場合は、その内容を苦情の申出者に書面により通知するものとする。

(苦情の申出の処理の状況等の報告等)

第9条 町長は、毎年度1回、苦情の申出の処理の状況及び内容について報告書を作成し、公表するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第72号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

松伏町男女共同参画推進委員会規則

平成16年2月12日規則第 5号
最終改正 平成17年3月30日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、松伏町男女共同参画推進条例（平成15年松伏町条例第27号）第16条第1項に規定する松伏町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募により募集した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第19号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第24号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあ
らゆる分野における活動に参画する機会が確保
され、もって男女が均等に政治的、経済的、社
会的及び文化的利益を享受することができ、か
つ、共に責任を担うべき社会を形成すること
をいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲におい
て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積
極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること

にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男
女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ
ならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措
置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の
形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策についての報告を提出しなければ
ならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会
の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書
を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女
共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以

- 下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- (都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- (国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- (苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

- (国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 第3章 男女共同参画会議
(設置)
- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
- (所掌事務)
- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (組織)
- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。
- (議長)
- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。
- (議員)
- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
- (議員の任期)
- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができ。
- (資料提出の要求等)
- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監

視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成

13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ

れること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれ

を公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和5年6月14日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則 (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行

うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
- 第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
- 第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
- 第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知

り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の

自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- （1） 面会を要求すること。
- （2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- （3） 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- （4） 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- （5） 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- （6） 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌

悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7） その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8） その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（9） その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

（10） その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配

偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第2号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地

- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談

- し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（期日の呼出し）
- 第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。（公示送達の方法）
- 第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。（電子情報処理組織による申立て等）
- 第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。（保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。
(事件の記録の閲覧等)
- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除 (民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条 第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条 第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第133条 の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条 第2項及び 第231条 の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条 第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第160条 第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条 第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条 の2第1項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条 の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条 第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条 第4項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条 の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条 第4項	電子調書	調書
	記載しなければ	記録しなければ

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者

の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。（都道府県及び市町村の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるものの
- (2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配

偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の懲役又は200万以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第

12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
- 第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)
- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄
(施行期日)
- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日
(政令への委任)
- 第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第509条の規定公布の日
- 附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄
(施行期日)
- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第7条の規定公布の日
(2) 第21条の改正規定(民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。))附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
(保護命令事件に係る経過措置)
- 第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
- 2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- (民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)
- 第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
- 2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第100項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 第4条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
(政令への委任)
- 第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
- 第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (令和5年6月14日法律第53号) 抄
この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第32章の規定及び第388条の規定公布の日
(2) 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定(民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。)、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中

民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、
第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月 4日法律第64号
最終改正 令和 4年3月31日法律第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を

自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）

の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第四十二条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託する

ことができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第23条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法

第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定公布の日

(2) 及び(3)略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第

7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定公布の日

（2） 第2条の規定公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年3月31日法律第12号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定公布の日

（2） 略

（3） 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次

の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第19条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号
最終改正 令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭

和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律

の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者

(2) 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

(3) 前2号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援

センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

(1) 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日
- (2) 附則第34条の規定この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 略
- (4) 附則第36条の規定この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条、第8条及び第17条の規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

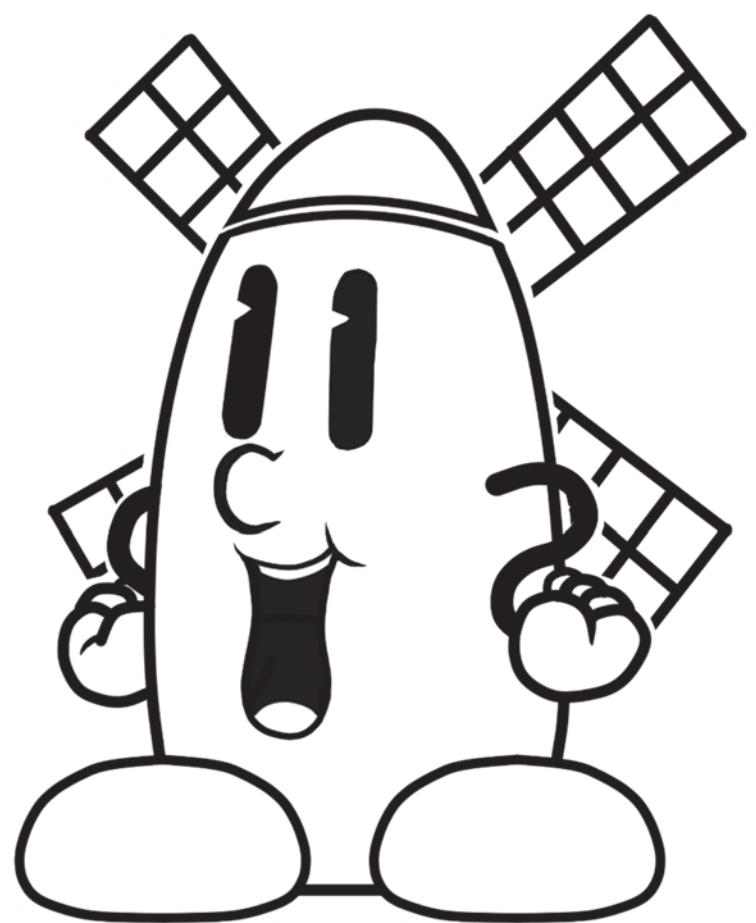
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

まつぶしコミュニケーションプラン（第6版）

松伏町男女共同参画基本計画
2025年（令和7年）3月

発行・編集/松伏町企画財政課 人権推進担当
〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
TEL 048-991-1815（直通）
ホームページ <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>



松伏町 マップー